

**農業・農村の動向等に関する
年 次 報 告**

平成 17 年 9 月

福 島 県



目 次

I 農業及び農村の動向の概要と平成16年度の特徴的な動き

1 農業及び農村の動向の概要	1
2 平成16年度の特徴的な動き	2

II 農業及び農村の動向

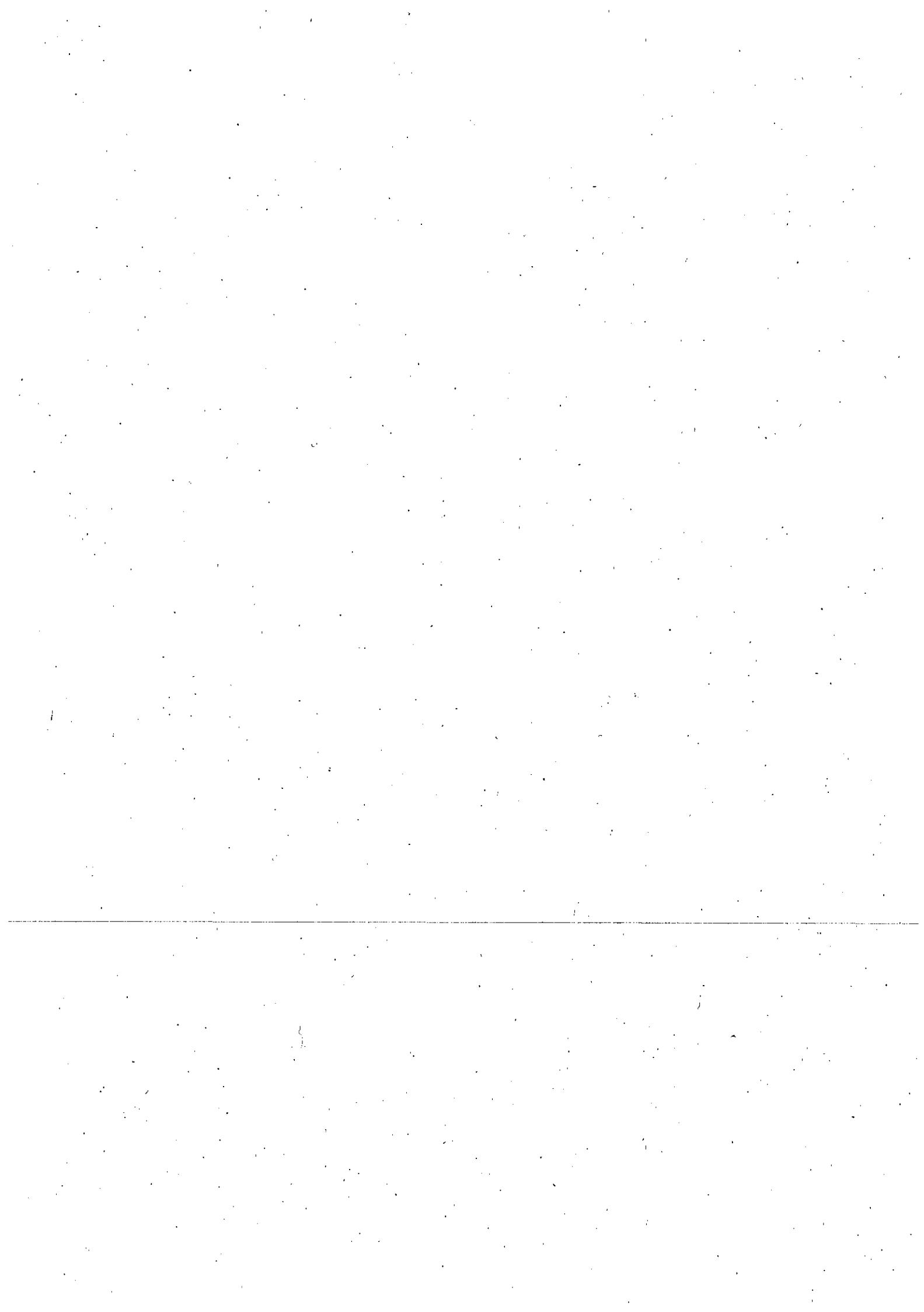
1 平成16年度の農業及び農村の動向	
(1) 県全体の動向	7
(2) 地方の動向	17
2 農業及び農村の振興に関する基本計画の進捗状況 （「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値）	
(1) 県全体の進捗状況	24
(2) 地方計画の進捗状況	26

III 農業及び農村の振興に関して講じた施策

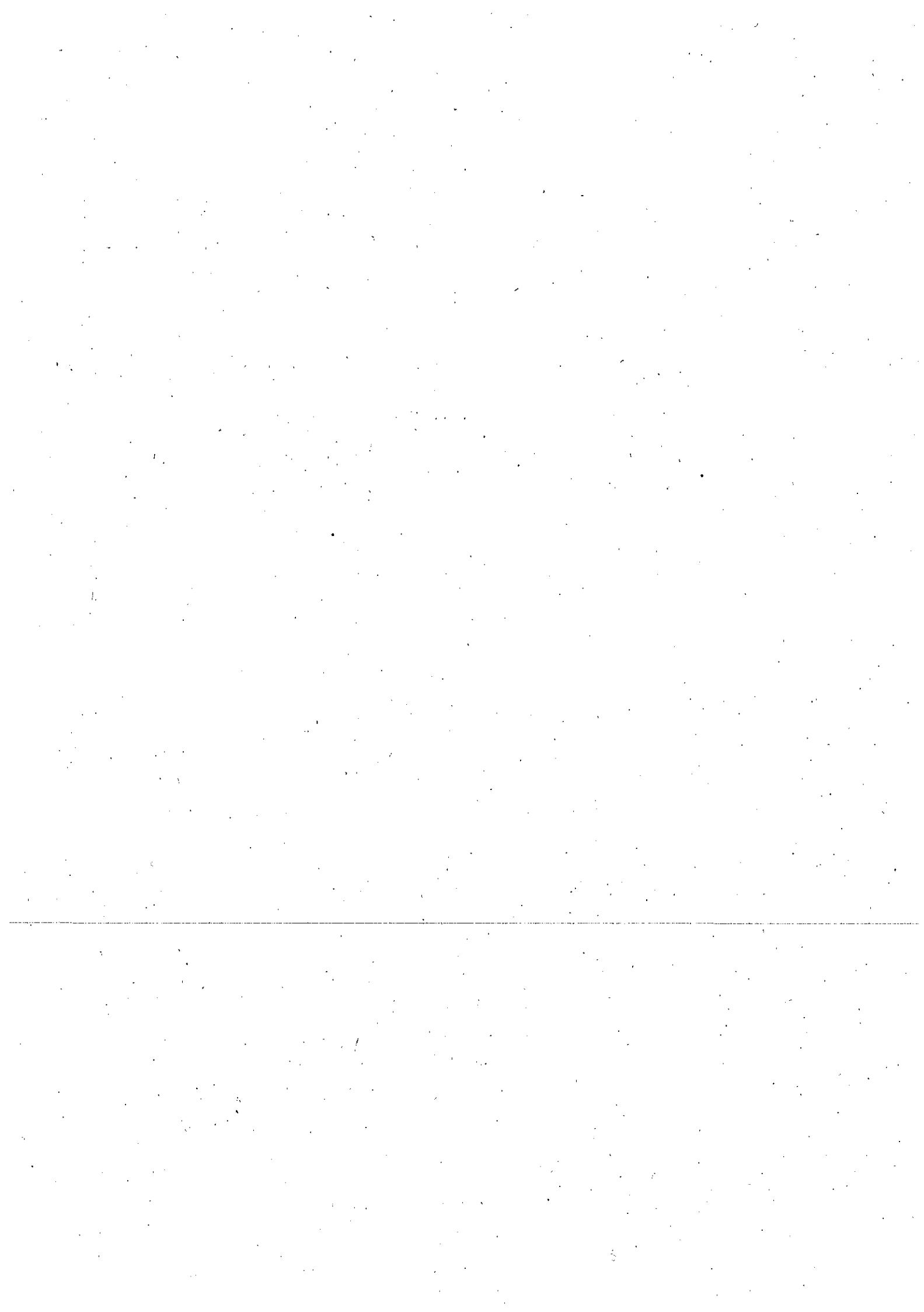
1 「みんなで創る農業・農村3A（サンエー）運動」の展開	31
2 「水田農業改革アクションプログラム」に基づく水田農業の再構築	31
3 環境と調和した園芸産地の育成・振興	33
4 意欲ある担い手の育成	34
5 地域特性を生かした農業の振興	37
6 県産農産物の消費拡大	42
7 安全・安心な農産物の供給の推進	46
8 環境と調和した農業の推進	47
9 農業・農村の多面的機能を発揮した中山間地域の活性化	51

参考資料

用語解説	54
福島県農業・農村振興条例	58



I 農業及び農村の動向の概要と 平成16年度の特徴的な動き



1 農業及び農村の動向の概要

- 農家数は年々減少しており（平成16年販売農家数：85,350戸）、主業農家（平成16年：13,570戸）についても減少傾向が続いています。
また、65歳以上の農業就業者が半数以上を占め（平成16年：59.0%）、高齢化が進んでいます。
一方、認定農業者は年々増加し、平成16年度末までに5,362人が認定されました。
さらに、平成16年5月2日以降の1年間に、新規に就農した人数は165人と、平成元年以降で最も多くなりました。
- 農作物作付面積（平成16年：132,500ha）は減少したものの、耕地利用率（平成16年：86.0%）は前年に比べ微増（対前年比で増加するのは平成11年以来）しました。また、田に比べて畠の利用率が低くなっています。作物ごとの作付面積は、大豆、そば、野菜などで減少したものの、稲、小麦、花きが前年に比べ増加しました。
また、畜産では、飼養農家は減少していますが、1戸当たりの乳用牛、肉用牛の飼養頭数は増加しています。
- 農業産出額（農業粗生産額）は、平成15年は2,690億円で、前年を36億円下回りました。作物別には、米価の上昇により米の産出額は1,159億円で前年を82億円上回ったものの、果樹、野菜、畜産物については全般的な作付面積及び生産量の減少や農産物価格の低迷から、減少傾向が続いています。

2 平成16年度の特徴的な動き

(1) 農作物等の気象災害

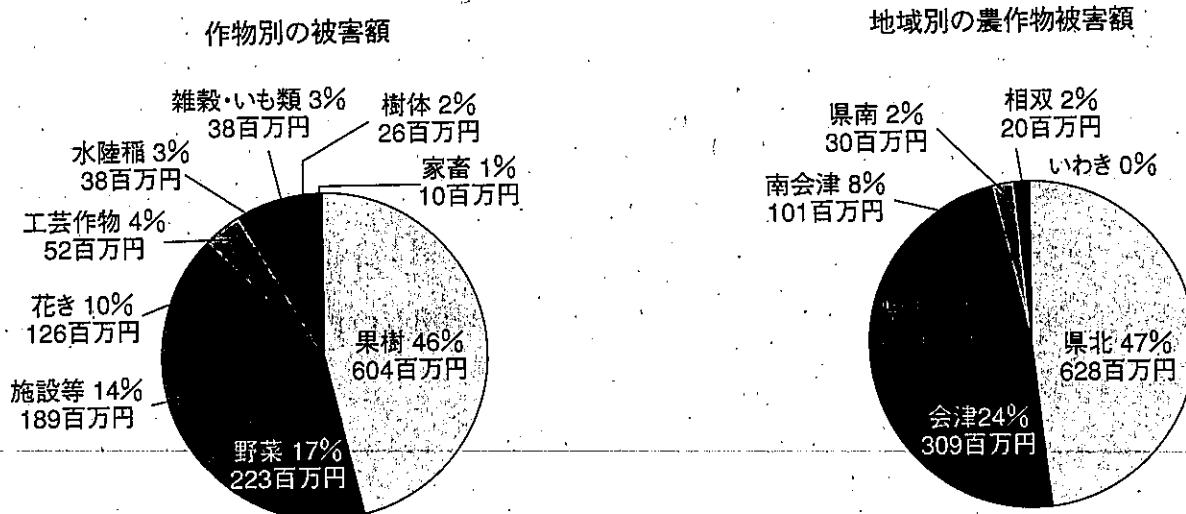
平成16年度は、4月、5月の降霜をはじめ、突風や降ひょう、度重なる台風の上陸、夏期の高温、平成17年1月以降の大雪など、数多くの気象災害に見舞われ、県内の農業気象災害被害額は約13億円となりました。

作物別の被害額では、果樹が6億4百万円で全体の47%を占め、次いで野菜が2億2千3百万円(17%)、施設等が1億8千9百万円(14%)となりました。

また、地域別の被害額では、果樹の多い県北が6億2千8百万円で全体の47%となり、次いで会津が3億9百万円(24%)、県中が2億1千6百万円(17%)となりました。

県は、被害を受けた農家の経営安定が図られるよう、被害に応じた適切な技術指導等を行うとともに、「福島県農業等災害対策基本要綱」に基づき、農作物の生産確保を図るための農薬や肥料、代替作物の種苗等の購入、パイプハウス等の施設の復旧に対して助成事業を実施しました。

○県全体の農作物被害額〔総額1,305百万円〕



(2) 「水田農業改革アクションプログラム」の実現に向けた取組み

国は、「米政策改革大綱」に基づき、平成16年度から担い手が主役となる消費者重視・市場重視の米政策、水田農業政策をスタートさせました。

本県では、関係機関・団体と連携のもと、平成19年度を目標とする「水田農業改革アクションプログラム」の実現のため、「収益性の高い農業経営の確立と消費拡大」を推進するとともに、「活力ある生産構造の確立」に向け、各種施策を最重点課題として積極的に推進しました。

① 「収益性の高い農業経営の確立と米の消費拡大」について

売れる米づくりを推進するため、有機栽培技術の確立や、特別栽培、「持続性の高い農業生産方式」に沿った水稻栽培の拡大に取り組むとともに、水稻直播栽培を推進しました。

また、「ふくみらい」を用いた「ランチDEふくみらい」など中食・外食産業の利用拡大や、米飯給食の拡大を推進しました。

さらに、園芸産地の全県的拡大に向け、「園芸特産産地強化プログラム」などに基づく各種事業による低コスト化・高付加価値化を促進するとともに、本県オリジナル品種の導入促進と定着を図りました。

大豆については、収量及び品質の向上を図るため、暗きょ排水の敷設による水田の汎用化及び機械・施設等の整備や、生産拡大に向け団地化や、県産大豆の需要を拡大するためのPRに取り組みました。

② 「活力ある生産構造の確立」について

関係機関・団体が連携して、各種事業・制度を活用し、地域の担い手となる農業者への農用地の利用集積を推進しました。

また、多様な担い手を育成するため、経営改善支援センターが核となり、認定農業者に対する経営改善指導など認定計画達成に向けた支援を行うとともに、新規認定への誘導に取り組んだほか、担い手への農地の利用集積、任意組織の法人化に向けた支援など大規模稻作経営体の育成を図りました。

水田農業を支える基盤づくりについても、1ha以上の大区画ほ場整備を実施するとともに、全てを汎用耕地として利用可能とし、大豆・麦・飼料作物の本格的生産に向けた条件整備を行ったほか、新たな水管理システムを構築するため、水管理や農業水利施設の新たな管理・負担ルール作りと合意形成に向けた支援を行いました。

「水田農業改革アクションプログラム」の進捗状況

売れる米づくりの取組み面積

区分	基準年（H14）	実績（H16）	ガイドライン（H16）
環境にやさしい米づくり	984ha	7,559ha	7,600ha
有機栽培	88ha	105ha	100ha
特別栽培	799ha	1,699ha	1,500ha
エコファーマーによる栽培	97ha	5,755ha	6,000ha
水稻直播栽培面積	911ha	1,019ha	2,000ha

米の消費拡大

区分	基準値	実績（H16）	ガイドライン（H16）
米飯給食の週平均実施回数 (人數割)	2.8回 (H13)	2.9回 (速報値)	3.1回
米の消費水準	111 (H11～13平均)	110 (H13～15平均)	112 (H13～15平均)

地域振興作物の生産拡大

区分	基準値（H14）	実績（H16）	ガイドライン（H16）
野菜・花き作付面積	16,266ha	15,901ha	17,813ha
野菜・花き施設面積	(※1) 1,168ha	(※2) 1,123ha	1,456ha
大豆作付面積	3,810ha	3,460ha	4,700ha
うち水田	1,960ha	1,680ha	2,700ha
大豆の県内充足率	9%	6%	19%
飼料作物作付面積	14,900ha	14,100ha	16,140ha
うち水田	4,981ha	4,140ha	5,269ha

※1：H13の実績 ※2：H15の実績

活力ある生産構造の確立

区分	基準値（H14）	実績（H16）	ガイドライン（H16）
認定農業者数	5,124	5,362	5,933
大規模稻作経営体数	13	21	50
意欲ある担い手への集積面積	42,414ha	47,438ha	58,848ha
うち認定農業者への集積	26,733ha	29,348ha	40,440ha

(3) 「食」の安全・安心の確保に向けた取組み

① 有機栽培、特別栽培農産物の生産推進

有機性資源の循環利用と「人と環境にやさしい安全・安心な農産物」の生産を促進するため、相双地方に水稻や野菜のモデル実証ほを設置して有機栽培等の技術の普及に努めました。

今後は、相双地方のモデル実証ほで得られた成果に加え、試験研究機関での検証も行い、有機栽培等の技術の確立と栽培面積の拡大に努めます。

●モデル実証ほの設置状況

	水 稲	野 菜（露地）	野 菜（施設）
設 置 市 町 村	富岡町	浪江町	双葉町
作物の種類等	ふくみらい	カボチャ、ブロッコリー	ミニトマト、シュンギク
面 積	概ね90 a	概ね15 a	概ね 6 a
実証ほの構成	有機栽培：無化学農薬、無化学肥料による栽培 特別栽培：慣行栽培の化学農薬、化学肥料の各50%以下の栽培 慣行栽培：現地の一般的な栽培		

② トレーサビリティシステムの導入促進等

食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中、国産牛肉に対する消費者の信頼確保を図るため、いわゆる「牛肉トレーサビリティ法」が施行され、牛肉については全面的にトレーサビリティシステムが導入されました。

米や青果物等についても、安全・安心な県産農産物の生産、流通、販売を促進し、消費者の信頼性を確保するため、県は「福島県産青果物トレーサビリティシステム導入基本指針」に基づき、生産者団体、販売・流通事業者等に対する働きかけを行うとともに、トレーサビリティシステム導入への支援を行いました。その結果、様々な主体によってトレーサビリティシステムが導入されました。

また、消費者への県産農産物の生産履歴情報の提供を促進し、生産者と消費者の信頼関係の確保と、地産地消の推進に努めました。

●トレーサビリティシステム導入の事例

～青果物のトレーサビリティシステム～

会津若松市の青果物卸売業者が中心となって設立された「あいづグリーンネットワーク」では、トレーサビリティシステムを構築し、ホームページアドレスやQRコード、連絡先を印刷したシールを農産物の個包装へ貼付することで、消費者が必要に応じて青果物の生産履歴情報等を入手することを可能としました。

※QRコード：2次元バーコードの一種です。従来の1次元バーコードが一方の情報しかないのに対し、2次元バーコードは縦、横の両方に情報があり、情報量が数十倍から数百倍あり履歴管理が可能となります。

～豚肉のトレーサビリティシステム～

富岡町で養豚を行う会社が中心となって設立された「次世代ポーク研究会」は、豚肉のトレーサビリティシステムを確立するため、豚にI.Cタグを装着し個体ごとに生産履歴を管理することとしました。個体別の飼養施設の所在、飼料情報などの生産履歴について、ホームページ等を通じて消費者へ提供することとしています。

～米のトレーサビリティシステム～

全農福島県本部及び17のJAでは、米について生産者が記帳したデータをJAに設置したOCR機で読み込み、全農県本部においてデータベース化するとともに、個包装にホームページアドレス等を印刷したシールを貼付し、米の生産履歴情報を提供できるトレーサビリティシステムを導入しました。また、平成17年度からは、青果物についても同様のシステムを導入することとしています。

※OCR機：活字や手書き文字を、光学的（スキャナー等）に読み取り、その画像データを、コンピューターが認識できる文字データに変換する機械です。

(4) 中国・上海市における県産果実の試験輸出等の取組み

平成16年7月に、本県初の海外事務所として、中国・上海市に本県の事務所が開設されました。これを契機として県産果実の販路開拓へ向けて、「国際見本市（平成16年9月開催）」に、JAいわき市の「なし（豊水）」の展示・試食を行いました。また、「日本産生鮮果実の試験輸出・試食調査（平成16年10月実施）」に、JA新ふくしまの「なし（豊水）」を輸出し試食・販売を行いました。いずれの場合も、果実が大きく、みずみずしくてとてもおいしいなど高い評価を得ることができました。

今後は、県産果実等の上海販路を開拓するため、本県の上海事務所を活用し、売れ筋商品、購買層、価格帯等の調査を実施するとともに、本格的輸出に向けた支援を行います。

II 農業及び農村の動向



1 平成16年度の農業及び農村の動向

「うつくしま農業・農村振興プラン21」では、平成11年度を基準年と設定しているため、農業及び農村の動向に関する傾向については、特段の記載がない限り、平成11年度を基準として記述している。

(1) 県全体の動向

① 農業構造

ア 農家数

平成16年の販売農家数は85,350戸、前年比98.3%となり、年々、減少しています。うち、主業農家は15.9%、準主業農家は28.6%、副業的農家は55.5%となっており、戸数はいずれも前年度と比較して減少しています。なお、65歳未満の農業専従者がいる主業農家は11,980戸となっています。

また、「農業経営基盤強化促進法」に基づく、効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定農業者」については、認定者である各市町村をはじめ関係機関及び県の一体的な取組みにより、年々、その数が増加しています。

総農家数等の推移

(単位：戸、%)

項目	平成11年(基準年)	平成14年	平成15年	平成16年
総農家数	115,480	108,310	106,710	105,240
販売農家数計	95,720 (100)	88,510 (100)	86,870 (100)	85,350 (100)
主業農家数	11,670(12.2)	14,810(16.7)	14,100(16.2)	13,570(15.9)
うち65歳未満の農業専従者がいる農家	10,190	12,470	12,110	11,980
準主業農家数	22,810(23.8)	25,910(29.3)	25,170(29.0)	24,420(28.6)
副業的農家数	61,240(64.0)	47,800(54.0)	47,600(54.8)	47,360(55.5)
経営耕地規模 0.5ha未満	12,380	12.9	14,910	16.8
面積農家数 0.5～3.0	75,840	79.2	65,850	74.4
〃 3.0ha以上	7,490	7.8	7,730	8.7
認定農業者数※	4,001	4,892	5,124	5,309

※ 計は、端数処理のため一致しない場合がある。

認定農業者数は毎年3月末。なお、平成17年3月末日では、5,362人となっている。

イ 農家人口及び農業就業人口

平成16年の販売農家における農家人口は412,450人となり、年々減少しています。

また、農業就業人口は139,750人と平成12年以降は減少傾向にあり、女性が過半を占めています。一方、65歳以上の割合は年々増加し、全体の59.0%を占めています。

農家人口（販売農家）の推移

(単位：人、%)

項目	平成11年(基準年)	平成14年	平成15年	平成16年	16/15
農家人口	487,670	433,090	423,150	412,450	97.5
農業就業人口	136,720	142,970	142,120	139,750	98.3
うち男性	58,620	60,530	60,330	59,320	98.3
男性の占める割合	42.9	42.3	42.5	42.4	-0.1pt
うち女性	78,100	82,440	81,790	80,430	98.3
女性の占める割合	57.1	57.7	57.5	57.6	+0.1pt
うち65歳以上	71,700	81,900	82,440	82,440	100.0
就業人口に占める65歳以上の割合	52.4	57.3	58.0	59.0	+1.0pt

ウ 新規就農者

平成17年調査の新規就農者数は、県全体で165人となっており、内訳ではUターン就農者等の割合が高くなっています。

新規就農者の推移

(単位：人)

項目	平成11年(基準年)	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	17-16
新規学卒者	45	24	29	45	36	-9
Uターン就農者等	69	104	92	115	129	14
計	114	128	121	160	165	5

※ 調査基準日は、毎年5月1日。調査対象期間は、前年5月2日から当該年5月1日までの1年間である。

エ 農作業の受委託

平成12年農林業センサスの結果によると農作業の受委託状況は、農作業を委託した農家が51,276戸（販売農家全体の約56%）となっており、農作業を受託した農家数は8,185戸となっています。

なお、作業受託組織数も増加傾向にあり、全体として、農作業の受委託は進んでいます。

オ 農地の利用集積

平成16年の農用地の利用集積面積は47,438haで、前年に比べて1,894ha増加しました。そのうち、認定農業者への利用集積面積は29,348ha（前年比558ha増）で、年々増加しています。

農用地の利用集積

(単位：ha)

	平成11年	平成14年	平成15年	平成16年	16-15
農用地利用集積面積	46,870	42,413	45,544	47,438	1,894
うち認定農業者への集積面積	23,145	26,733	28,790	29,348	558

力 耕地面積

平成16年の耕地面積は、154,000haで、前年に比較し1,300ha程減少しており、減少傾向が続いています。

耕地面積の推移

(単位：ha、%)

項目	平成11年(基準年)	平成14年	平成15年	平成16年	16/15
田	112,000	110,300	109,600	108,500	99.0
普通畠	33,300	32,400	32,200	32,200	100.0
樹園地	8,610	7,800	7,790	7,790	100.0
牧草地	6,020	5,630	5,620	5,600	99.6
計	160,000	156,200	155,300	154,000	99.2

※ 計は端数処理のため一致しない。

キ 耕作放棄地

平成12年農林業センサスの結果によると耕作放棄地の面積は、15,651haとなっています。

耕作放棄地を含めた遊休農地の農業的利用や非農業的利用など多角的な活用を図るため、「福島県遊休農地活用に関する基本方針（平成8年6月策定）」に基づき、中山間地域等における遊休農地の活用、拡大抑制等の各種施策を展開しており、平成16年度に実施した事業により、107haの遊休農地が活用されました。

② 農用地の整備

平成16年度までの耕地整備済の面積は、田が71,749haで整備率66%、畠は16,647haで整備率37%となっており、田畠計では57%の整備率となっています。

また、田の整備のうち、稲作経営の体质強化策の一環として、近年、積極的に推進している大区画ほ場（一区画が1ha以上のほ場）については、整備済面積が2,516haとなっています。

農用地の整備

(単位：ha、%)

項目	平成11年(基準年)	平成14年	平成15年	平成16年	16/15
整備済みの田の面積(整備率)	69,671(62)	71,109(64)	71,392(65)	71,749(66)	100.5
※うち大区画ほ場整備面積	1,952	2,349	2,422	2,516	103.9
整備済みの畠の面積(%)	16,480(34)	16,614(36)	16,631(36)	16,647(37)	100.1
整備済みの田畠の面積(%)	86,152(54)	87,724(56)	88,023(57)	88,396(57)	100.4

※ 計は端数処理のため一致しない。

③ 農家経済

平成15年における、本県の販売農家1戸当たりの農業所得は1,052千円（前年比11.8%増）で、4年ぶりに1,000千円を上回りました。これは、平成15年の異常気象により米の収穫量は減少したものの、販売価格が上昇したことによる。

なお、農外所得（3,998千円）と年金・被贈等の収入を加えた農家総所得は7,365千円で減少傾向にあります。

一方、65歳未満の農業専従者のいる主業農家でみると、平成15年の農業所得は4,519千円と前年に引き続き増加しましたが、農外所得と年金・被贈等が減少したことにより、農家総所得は減少し7,477千円となりました。

農家所得

(単位：千円、%)

		平成11年	平成14年	平成15年	15/14
販売農家1戸あたり平均	農業所得	1,081	941	1,052	111.8
	農外所得	5,245	4,413	3,998	90.6
	年金・被贈等	1,998	2,169	2,315	106.7
	農家総所得	8,324	7,523	7,365	97.9
	農業依存度	17.1	17.6	20.8	—
65歳未満の農業専従者がいる主業農家	農業所得	4,767	4,297	4,519	105.2
	農外所得	1,091	1,135	1,042	91.8
	年金・被贈等	1,609	2,262	1,916	84.7
	農家総所得	7,557	7,694	7,477	97.2
	農業依存度	81.4	79.1	81.3	—

④ 農業生産

ア 農作物作付面積

平成16年の農作物の合計作付面積は132,500haと減少しましたが、水稻、小麦、花きは前年に比べ増加しました。

主要農作物の作付面積の推移

(単位：ha)

作物	平成11年	平成14年	平成15年	平成16年	16/15
水稻	82,300	80,500	80,200	82,100	102.4
小麦	95	434	577	601	104.2
大豆	3,640	3,810	3,710	3,460	93.3
そば	3,490	3,920	3,740	3,350	89.6
野菜	16,333	15,512	15,195	15,096	99.3
果樹	8,370	7,800	7,720	7,720	100.0
花き	792	754	775	805	103.9
工芸農作物	2,280	1,950	1,870	1,628	87.1
農作物作付面積合計	139,000	134,000	132,600	132,500	99.9
うち田	97,900	96,300	95,400	95,400	100.0
うち畠	41,100	37,700	37,200	37,000	99.5

※ 「野菜」は、いも類を含む。

イ 耕地利用率

耕地利用率は年々低下していましたが、平成16年は86.0%と前年と比べて0.6ポイント増加しました。

これは、耕地面積が1,300ha (0.8%) の減少であったのに対し、作付（栽培）延べ面積が100ha (0.1%) の減少にとどまったことによる。

耕地利用率の推移

(単位：%)

	平成11年	平成14年	平成15年	平成16年	16-15
田	87.4	87.3	87.0	87.9	0.9 pt
畠	85.6	82.1	81.6	81.3	-0.3 pt
計	86.9	85.8	85.4	86.0	0.6 pt

ウ 農業産出額（農業粗生産額）

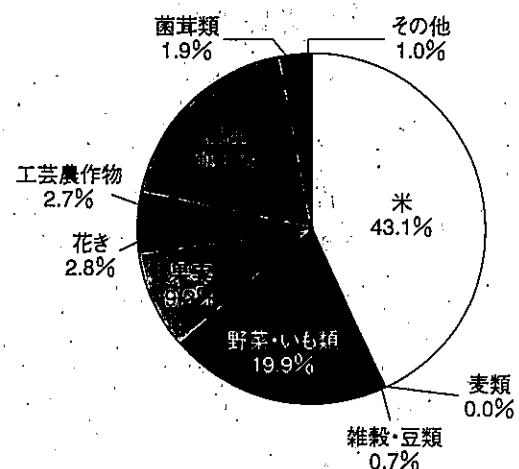
平成15年の本県の菌草類を含む

農業産出額は2,690億円と、前年に比べ36億円減少しました。

これは、一昨年の異常気象の影響により、米の価格が上昇したものの、ももを中心とした果樹、野菜等の収量・品質が大きく低下したこと、鶏卵の生産減少及び価格低下、豚肉の価格低下、生乳の生産減少などによるものです。

平成12年以降、農作物作付面積や収穫量の減少、さらには農産物価格の下落などにより、農業産出額は減少が続いている。

平成15年農業産出額の作目別割合



* 平成16年の農業産出額は公表されていない。

農業産出額の推移

(単位：億円、%)

項目	平成11年	平成13年	平成14年	平成15年	15/14				
米	1,188	41.5	1,102	40.4	1,077	39.5	1,159	43.1	107.6
麦類	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	100.0
雑穀・豆類	21	0.7	20	0.7	20	0.7	20	0.7	100.0
野菜・いも類	560	19.5	568	20.8	570	20.9	534	19.9	93.7
果実	311	10.9	295	10.8	289	10.6	247	9.2	85.5
花き	81	2.8	79	2.9	76	2.8	74	2.8	97.4
工芸農作物	84	2.9	81	3.0	78	2.9	73	2.7	93.6
畜産	528	18.4	503	18.4	534	19.6	504	18.7	94.4
菌草類	62	2.2	49	1.8	50	1.8	50	1.9	100.0
その他	30	1.0	28	1.0	30	1.1	27	1.0	90.0
計	2,865	100.0	2,727	100.0	2,726	100.0	2,690	100.0	98.7

* 計は、端数処理のため一致しない場合がある。

なお、「その他」に含まれるのは、養蚕、種苗及び加工農産物である。

⑤ 農畜産物の生産動向

ア 稲

(ア) 生産動向

平成16年の水稻の作付面積は、県全体で82,100ha、収穫量は455,700t、10a当たり収穫量は555kgで、平年収量(533kg/10a)を上回りました。

品種別作付面積の割合は、コシヒカリが61.4%、ひとめぼれが24.5%と、この2品種で全体の85%以上を占めており、米価の下落等を背景に販売価格の高い良食味の銘柄品種に作付が集中する一方で、有色素米等の特徴のある品種の契約栽培などが増加しています。

また、本県が育成した新品種「ふくみらい」の作付面積は1,546haと年々増加しています。

なお、稻作農家のうち、5ha以上(作業受託面積を含む)を経営する大規模稻作農家数は1,190戸(前年比244戸増)まで増加しました。

(イ) 水稻の作柄

平成16年の水稻の作柄は、生育期間中の天候が概ね順調だったことから病害が少なく作況指数は104となりました。地域別では、中通りが105、浜通りが104、会津が103で、いずれも全国平均を上回りました。(全国:98、東北:98)

また、平成16年産米の価格については、異常気象の影響で高騰した平成15年産と比べて大きく下落し、中通りコシヒカリの平均入札指標価格は15,577円/60kg(前年比73.0%)となりました。

(ウ) 直播栽培等の拡大

水稻の直播栽培面積(ホールクロップサイレージ用稻を含む)は年々拡大し、平成16年は、県全体で1,064ha(前年比57ha増)となりました。

また、米の供給量が需要量を上回っている中で、産地の競争力を高めるため、特別栽培米の生産など地域ブランド確立への動きもみられます。

(エ) 労働時間

平成16年の10a当たりの投下労働時間は、25.7時間(基準年比82.8%)と省力化が進んでいます。

イ 麦類(小麦)・豆類(大豆)・そば

(ア) 麦類(小麦)

平成16年の小麦の作付面積は、601haと前年に比べて104%と増加するとともに、収穫量も前年比103%の1,090tと増加しました。

最近では、生産集団等が県内産の小麦を使った加工品(うどん等)の生産

販売に取り組む例が見られます。

(イ) 大豆

平成16年の大豆の作付面積は、前年比93%の3,460haで、10a当たり収量は天候不順だった昨年を5kg上回る132kg（前年比104%）となったものの、収穫量は作付面積の減少により前年比97%の4,570tとなりました。

流通量（検査数量）は、登熟期から収穫期が多雨で収量・品質が低下したため、昨年よりも少ない676tに止まりましたが、基準年の193tと比較すると3.5倍と増加しており、県産大豆を100%使用した豆腐、納豆、味噌等の加工製品が販売されています。

(ウ) そば

そばは、会津地方を中心に作付されていますが、平成16年の作付面積は前年比90%の3,350ha（北海道に次ぐ全国第2位）で、収穫量は前年比134%の2,410tとなりました。

適期作業を行うための収穫機械等の導入や排水対策の徹底などの取組みが見られています。

ウ 野菜

(ア) 全般

平成16年のいも類を含む野菜の延べ作付面積は、前年比99.3%の15,096ha、基準年と比べると92.4%と減少傾向にありますが、栽培技術の向上や技術革新等により、収穫量はほぼ横這い状態となっています。

また、平成16年の平均販売価格は320円/kg（前年比103%）で、平年（309円/kg）と比較し横這い状態となっています。

(イ) 果菜類

本県の野菜生産の柱であるきゅうりやトマト等の果菜類の作付面積は、前年比98%で、基準年と比べると87%と減少傾向にありますが、平成16年の収穫量は、異常気象の影響により減収した前年と比べると105%の116,400tと増加しました。

(ウ) 葉茎菜類

葉茎菜類は、作付面積全体では前年比100%、基準年比101%と減少していますが、ブロッコリー、レタス、アスパラガスは増加傾向にあります。特に、相双地方では標高差を利用してブロッコリーの出荷時期を遅らせることなどにより出荷期間が拡大し、作付面積は増加しています。

また、平成16年の収穫量は前年比97%の69,600tと減少しました。

(イ) 根菜類

ばれいしょ、だいこん、にんじんなどの根菜類の作付面積は、前年比97%、基準年と比べると86%と減少傾向にあります。

エ 果樹

(ア) 全般

平成16年の果樹の栽培面積は、前年と同様の7,720ha、基準年と比べると92.2%と減少傾向にあります。

(イ) もも

ももの栽培面積は1,750haで、前年に比べて100.6%と微増しました。基準年と比べると95.1%と減少傾向にありますが、全国第2位の栽培面積を維持しています。

収穫量は、異常気象の影響で著しく低下した前年に比べ114.6%の30,700tと回復し、基準年に比べると1.7%増加しています。

また、平成16年の平均販売価格は398円/kg（前年比129%）で、平年（357円/kg）と比較して111%となっています。

本県は、「あかつき」等の中生、「川中島白桃」や「ゆうぞら」などの晩生品種が主となっていますが、「暁星」などの早生や、「奥あかつき」や「まどか」などの「あかつき」の後の品種の計画的な導入も図られています。

(ウ) りんご

りんごの栽培面積は、1,630haと前年に比べて98.8%、基準年と比べると82.7%と減少傾向にあります。

全国的には青森県が栽培面積の約半分を占め、本県は第6位となっています。

収穫量は、凍霜害や台風の影響により前年比88.9%の34,300tと大幅に減少し、基準年に比べると92.5%と減少しました。

品種では「ふじ」が69%を占めていますが、着色が早く早期収穫が可能な「優良着色系ふじ」への改植が進んでいます。

(エ) 日本なし

日本なしの栽培面積は、前年と同様の1,240ha、基準年と比べると94.7%と減少傾向にあります。

収穫量は、前年比103.5%の26,600tとなっています。

品種では「幸水」、「豊水」などの赤なしを主体としており、全国的には「遅場（おそば）産地」として位置付けられています。

オ 花き

(ア) 全般

平成16年の花き栽培面積は、前年比103.9%の805ha、基準年と比べると101.6%と増加しています。

(イ) 切花類

花き全体の77%を占める切花類の栽培面積は、きくが133ha（前年比1ha減）、宿根かすみそうが68ha（前年比3ha増）、りんどうが42ha（前年比1ha増）、トルコギキョウが29ha（前年比1ha減）となっています。

宿根かすみそうは、昭和村を中心にやや増加傾向にありますが、きくは生産者の高齢化等の影響で減少傾向にあります。

(ウ) 鉢物類

シクラメンやプリムラ等の鉢物類の栽培面積は、前年比で1ha増加の41haとなり、やや増加傾向にあります。

近年は、ガーデニングブームなどの影響で消費者ニーズが多様化しており、栽培品目が増加傾向にあります。

カ 工芸農作物及び養蚕

(ア) 葉たばこ

葉たばこは、阿武隈地域を始めとする中山間地域の基幹作物となっていますが、平成16年の作付面積は1,552ha（前年比94.1%）と年々減少しています。

(イ) こんにゃく

こんにゃくは、東白川地方や福島市、いわき市等の中山間地域を中心に主要な畑作物として栽培されてきましたが、安価な外国産の輸入による価格の低迷等により、作付面積も年々減少し、平成16年の栽培面積は41ha（前年比91%）となっています。

(ウ) 薬用にんじん

薬用にんじんは会津地方で栽培され、全国一の産地となっていますが、作付面積は年々減少し、平成16年は38ha（前年比90.4%）となっています。

なお、平成14年からは、本県育成品種「かいしゅうさん」の種子供給が開始され、一層の高品質化が期待されています。

(エ) 養蚕

養蚕は、繭価の低迷や生産者の高齢化等により年々減少してきましたが、平成16年の集繭量は81tと前年に比べ増加（前年比102.5%）しました。

また、農業試験場梁川支場で開発した天蚕（てんさん）の飼育技術の確立や、繭からのタンパク質（フィブロイン）抽出技術及びこれを用いた化粧水

製造の特許技術などを利用した、特殊用途の需要も増加傾向にあります。

キ 畜産

(ア) 乳用牛

平成16年度（平成17年2月1日現在、以下同じ）の乳用牛飼養戸数は、前年に比べ40戸減少し737戸となりました。飼養頭数は前年に比べ1,000頭減の21,500頭、基準年と比べると80.8%と減少傾向にありますが、1戸当たりの飼養頭数は年々増加し29.2頭（前年比0.2頭増）となっています。

(イ) 肉用牛

平成16年度の肉用牛飼養戸数は、前年に比べ390戸減少し5,340戸となりました。飼養頭数は前年に比べ3,900頭減の82,100頭、基準年と比べると92.5%と減少傾向にありますが、1戸当たりの飼養頭数は年々増加し15.4頭（前年比0.4頭増）となっています。

(ウ) ブロイラー

平成16年度のブロイラー飼養戸数は、前年に比べ8戸減少し50戸となりました。飼養羽数は前年に比べ2万7千羽減の135万3千羽、基準年と比べると89.2%と減少傾向にあり、1戸当たりでは2.7万羽となっています。

(エ) 飼料作物

平成16年の飼料作物の作付面積は、前年比4.0%減の14,100haで、基準年と比べると85.4%と減少傾向にあり、その内訳は、牧草類が約8割、青刈りトウモロコシが2割弱となっています。

ク 菌草類

平成16年の栽培きのこ類の総生産量は、ほぼ前年並みの5,718tとなりました。

全体の55%を占める生しいたけの生産量は前年比97%の3,156t、うち菌床栽培の割合は71%（前年比5ポイント増）と、年々、原木栽培から菌床栽培へのシフトが進んでいます。

また、なめこは、前年比104%の1,881tの生産量となっています。

(2) 地方の動向

① 県北地方

『21世紀をになう果樹を主体とした都市近郊型園芸複合産地』を目指し、「家族経営協定の普及」、「環境にやさしい農業の推進」等を重点的に展開しました。

農村における男女共同参画の促進に向けて、市町村、農業委員会や経営改善支援センター等関係機関が一体となって家族経営協定を推進し、平成16年度までに183組の協定が締結されました。

環境にやさしい農業を推進した結果、JAみちのく安達二本松市果樹部なし専門部会員の全員（38名）がエコファーマーの認定を受けるなど、地域農業の柱である園芸を中心に認定者数が増加し269名となりました。

また、傾斜地が多く他作物への転換が困難な遊休桑園の解消に向けて、放牧地としての活用に取り組みました。

さらに、地産地消については、食品産業や農業者団体等と連携し、「食品産業・農業ニーズマッチング事業」や「県北地方ちびっ子“おいしいごはん”講座」などを開催し、積極的な推進を図りました。

～阿武隈山系における遊休桑園の解消に向けた特色ある取組み～

阿武隈山系では、従来、養蚕が盛んに行われていましたが、繭価の低迷や生産者の高齢化等を背景に、多くの桑園が遊休化しており、その利活用が地域の大きな課題となっています。

そのような中、白沢村では、傾斜地が多く他作物への転換が困難な遊休桑園の解消を図るため、傾斜地でも造成できる放牧地としての活用に取り組んでいます。

遊休桑園を放牧地に造成する際、伐根を行わない方法とすることで、費用や労力の軽減が図られるとともに、株を残すことで傾斜地の土砂崩れも防止され、現在では、約10haの遊休桑園を活用し、9戸の農家が40頭の和牛を放牧しています。この結果、遊休桑園が放牧地となり、農村景観の改善にもつながっています。

また、東和町の「夏秋なす」や岩代町の「リンドウ」など、中山間地域の地理的・気象的条件を考慮した特色ある取組みが展開されています。

② 県中地方

「高速交通体系を活用した農林業の振興」と「生き生きとした阿武隈の里づくり」の実現に向け、園芸作物の振興等の施策を中心に取り組みました。

園芸作物の振興については、全農福島郡山営農事務所、各農業協同組合、各市町村及び県で組織する「県中地方農業圏連携強化推進協議会」を中心に、重点作物を選定し作付の推進と定着を図るための取組みを展開しました。

特に、茶豆（枝豆）については、産地化を目指して「ちゃちゃちゃ豆」と命名し、地元量販店をはじめ京浜方面へ流通・販売を開始しました。

また、田村地方においては、葉たばこや養蚕に代わる品目として環境にやさしいピーマン生産に取り組みました。

認定農業者については、巡回指導や各種研修会及びカウンセリング等を実施し、平成16年度までの認定者は1,175人となりました。また、エコファーマーについても、啓発活動や説明会を積極的に開催し、平成16年度には586人のエコファーを認定し、累計で1,097人となるなど、環境保全型農業を推進しました。

～田村地方における中山間地域の条件に対応した

環境にやさしいピーマン生産～

田村地方では、従来の基幹品目であった葉たばこ及び養蚕に代わるものとして、昭和63年から本格的にピーマン生産を開始しましたが、当初は、化学肥料多投による土壤養分バランスの崩れを原因とする連作障害が発生したり、丘陵地で傾斜地が多くほ場の地理的条件が悪いため農薬散布などの作業をできる限り少なくする必要があるなどの課題がありました。

そのため、地域の畜産農家のたい肥を活用した土づくり、土壤分析に基づいた基肥の施用、発生予察に基づく防除や耕種的防除に取り組みました。この結果、平成16年3月にはJAたむらピーマン専門部会員全員がエコファーマーの認定を受け、栽培履歴の記帳と取引量販店へ生産者の情報提供を行うなど、食の安全・安心の確保に積極的に取り組んでいます。

また、東京都中野区の中学生や三春町の小学校等にピーマン収穫体験の場を提供するなど、農作業体験や食農教育にも取り組んでいます。

これらの活動が評価され、平成16年度の第10回環境保全型農業推進コンクールにおいて優秀賞を受賞し、さらなる飛躍が期待されています。

③ 県南地方

『21世紀をリードする力強い農業 豊かな農村 in “しらかわ”』を目指し、「水稻直播栽培の拡大」や「大豆の生産振興」、「園芸産地の育成・強化」等の施策に取り組みました。

低コスト化及び省力化を推進するため水稻直播栽培の導入を促進するとともに、新たな推奨品種の「ふくいぶき」を中心に転作大豆の生産振興に努めました。また、大豆情報交換会や地産地消イベントなどにおいて、「ふくいぶき」を原料とする豆腐や納豆の試食を行うなど、加工業者、消費者へのPRに努めました。

園芸産地の育成・強化については、表郷村は県内有数の高品質トマトの産地ですが、主に夏秋のみの栽培となっており、天候による影響を受けやすいことから、周年出荷体制を確立し、安定的な経営を行うため、暖房装置を設置した低コスト耐候性ハウスの導入を促進しました。また、本県オリジナル品種の「ふくはる香」の生産拡大に取り組みました。

さらに、農業者育成のため、関係機関及び団体と連携し、栽培技術と経営能力向上のための研修会等を開催しました。

～新品種「ふくはる香」を育てる県南地方のイチゴ生産者～

県南地方のイチゴ生産農家は約50戸（栽培面積約8ha）で、近年、毎年1～2名が新規栽培に取り組むとともに、規模拡大する生産者も増加するなど、イチゴ産地として拡大しています。

県南地方では、「女峰」、「ぴいひやらどんどん」、「とちおとめ」などの従来の品種に代わる新品種の導入が検討されていましたが、平成15年度に県農業試験場で開発された「ふくはる香」の展示が設置され、品質及び収量とも良好な成果を得ることができました。これを契機として、平成16年度には1.5haで本格的な栽培が開始され、生産者からは、「香りが良く甘い、果形が良い、果実が大きい、直売所でよく売れる。」などの良い評価を得ることができました。

「ふくはる香」は新品種であるため、栽培面ではまだ解決すべき課題もあり、現在、農業試験場で栽培試験が継続されていますが、生産者も自ら栽培方法改善などへ取り組んでいます。

今後は、安定的に生産できる栽培方法が確立され、「ふくはる香」の栽培面積が増加し、県南地方がイチゴ産地としてさらに躍進することが期待されています。

④ 会津地方

『美しい自然と豊かな資源を生かした「新しい世紀の会津農業』を目指し、「水田農業の確立と園芸作物の振興」、「環境に配慮した循環型農業と安全安心な農作物供給」等を中心に施策を展開しました。

水田農業の確立と園芸作物の振興については、会津地方の基幹作物である水稻の、低コスト・省力化を図るため直播栽培の普及を推進し、平成16年度の取り組み面積は601ha（前年比66ha増）となりました。また、土地利用型作物では、大豆やアスパラガスの作付が拡大したほか、大豆及び麦で団地化が図られるなど活発な動きがみられました。

一方、食の安全・安心への関心が高まる中、持続性の高い農業生産方式の導入を積極的に推進した結果、エコファーマーが417人（前年比172人増）となったほか、環境にやさしい栽培体系の確立については、猪苗代湖等の湖沼の水質悪化を未然防止するため、猪苗代町に実証圃を設置し、化学肥料や農薬の使用量の削減、窒素成分や稻わら等の湖沼への流入を削減するなど、水環境にやさしい農業技術の実証と普及を積極的に行いました。その結果、これらの技術の効果が確認され、営農の中で取り組まれるなど、一定の成果が得られました。

また、防虫ネット被覆栽培のメリットを生かして産地全体のイメージアップに努めました。

～ブランド力向上へ「みどり物語」を商標登録《JA会津みどり》～

J A会津みどりのキュウリとインゲンの各専門部会では、ウイルスを媒介するアブラムシを防止するため、防虫ネット被覆栽培を積極的に取り入れました。その結果、平成16年度の防虫ネット栽培面積はキュウリが9.6ha、インゲンが17.7haとなりました。

また、防虫ネット被覆栽培によって、当初の目的であるウイルスが原因の生育障害が完全に回避されたほか、品質や収量が向上するとともに、殺虫剤の使用回数が慣行栽培に比べ大幅に減少するなどのメリットがありました。

食の安全・安心に対する消費者ニーズが高まる中、これらのメリットを積極的に生かすため、防虫ネット被覆栽培などで生産した農産物を、統一ブランド「みどり物語」として平成16年6月に商標登録するとともに、出荷用ダンボールに「みどり物語」と印字して出荷することで、産地全体のイメージアップが図られました。

⑤ 南会津地方

『豊かな自然を生かした園芸産地とやすらぎの里づくり』を目指し、「担い手の育成」、「園芸産地の育成」、「グリーン・ツーリズムの推進」等を中心に施策を開きました。

担い手の育成については、高校生に対する研修や新規就農者に対する支援などに努めるとともに、管内の6集落を中心に、水田農業改革に対応した集落営農体制づくりに取り組みました。

一方、園芸産地の育成については、点滴灌水装置など省力生産体制の確立に向けた高度技術の導入や、有利な販売体制の確立に向けた一元出荷体制を推進し、トマト、アスパラガス、リンドウ、宿根かすみそう等の品目を中心に産地拡大を図りました。特にトマトについては、共同選果施設が本格稼働し販売額が8億5千万円となるなど、地域の基幹作物となっています。

このほか、アグリビジネスを推進するための各種研修会の開催、グリーン・ツーリズムの広域的な組織づくりや情報発信活動、生産基盤及び生活環境の整備など、総合的な施策の展開を図りました。

～降雪量の多い南会津の気象条件を生かしたトマト選果場が完成～

南会津地方のトマトは、「南郷トマト」ブランドとして定着し、主に首都圏や大阪方面に出荷されていますが、平成16年6月にJA会津みなみトマト選果場が南郷村宮床地内に完成しました。

この選果場は、従来の施設が老朽化したことと、地域農業の振興のために地域ぐるみで担い手となる経営体を育成する必要があることから、平成15年度経営構造対策事業により整備したものです。

新しい選果場は、最新の選果システムや糖度センサーを持つほか、降雪量の多い南会津の気象条件を生かし、冬に降った雪を保存しておき夏の時期にトマトを冷やす「雪室予冷庫」を備えたもので、年間に処理できる量は4,050t、畠に換算すると45haの規模となります。

今後は、この選果場が十分に活用されることで、「南郷トマト」のブランドがより一層強固なものとなるとともに、地域農業の中核施設として大きな役割を果たすものと期待されています。

⑥ 相双地方

「温暖な気候を生かした21世紀の多彩な農業」を目標に、「水田農業改革」、「地産地消による消費拡大」等を中心に施策を展開しました。

水田農業改革では、「環境にやさしい米づくり」に取り組み、JAそうまでは稻作部会が設立され、統一した栽培暦での生産を行う2,551名のエコファーマー（エコ栽培面積4,528ha）が認定されるとともに、これを契機に食味評価の向上やカントリーエレベーター利用率・集荷率の向上などの成果もみられています。

また、地産地消による消費拡大については、大豆、小麦の作付拡大を図るとともに、相馬地方調理士会、食品衛生協会等との連携による創作料理の開発及びイベントの開催や、地元小麦を使用した手打ちうどん教室を実施するなど、地域ぐるみでの取組みを推進しました。

さらに、担い手の確保と地域営農体制の確立、環境にやさしい農業、アグリビジネスや地域活性化の活動について取り組んだほか、浪江町に共同堆肥センターを建設し資源循環型農業を推進するなど、相双地方の地域特性を生かした各種施策を総合的かつ計画的に推進しました。

～浪江町共同有機堆肥センターを核とした資源循環型農業の取組み～

浪江町においては、これまで堆肥生産を個々の畜産農家で行っていたため、品質のばらつきや季節的な生産量の変動などの問題があり、生産された堆肥が耕種農家に十分活用されませんでした。

このため、品質の良い堆肥を効率的かつ安定的に供給することを目的に、平成16年11月に立野地区と津島地区の2箇所に浪江町共同有機堆肥センターが建設されました。

堆肥センターの運営には、浪江町内の酪農家全戸（25戸・乳用牛808頭）が参加しており、各酪農家が一時処理した家畜排せつ物を堆肥センターにおいてさらに機械で攪拌し、良質の堆肥を年間約12,000t 生産する予定です。

また、生産された堆肥は酪農家が利用するほか、耕種農家や一般家庭の家庭菜園用にも供給し、地域で広く利用することとしています。

今後は、堆肥流通の円滑化と堆肥を利用した土づくりなど、さらなる資源循環型農業の推進に大きな期待が寄せられています。

⑦ いわき地方

『サンシャインいわき・山嶺（みね）から洋（うみ）につながる農業の展開』をキャッチフレーズに、「水田農業改革」と「農用地の合理的利用」等を中心に施策を開拓しました。

水田農業改革では、省力化・低コスト化に向けた水稻直播栽培を推進した結果、栽培面積は前年に比べ11.9ha増加し42.7haとなりました。また、持続性の高い農業生産方式の導入を推進した結果、新たに51名をエコファーマーとして認定し、全体で74名となりました。さらに、いわき市の温暖な気候を活かす、水田の転換作物としてイチジクの生産振興に努めました。

農地の合理的利用については、認定農業者への農地利用集積に対する支援として農地流動化地域総合推進事業、地域ぐるみ農地集積事業等を実施しており、農地利用集積面積は1,607haとなっています。また、農作業受委託組織の運営能力の向上を図るために、多目的田植機などの導入を支援しました。

～イチジク導入による水田農業改革への取組み～

イチジクは、胃腸の働きを助けるペクチンなど多くの有用成分を含み、生食はもちろん、ジャムや乾燥果実など加工にも向いていることから、近年、人気の高い果実となっています。

いわき市では、温暖な気候を活かして、67戸の農家によって約8haでイチジクが栽培されており、年間の出荷量は約60tとなっています。市内で栽培されている品種は、桜井ドーフィンで、大玉で甘みがあるのが特徴ですが、寒さに弱いため、生食用の栽培はいわき市が北限といわれ、県内唯一の生食用イチジクの産地となっています。

このような中、イチジクを水田農業改革における新たな転換作物とするため、JA、いわき市、いわき農林事務所の共催で、イチジクの栽培説明会を開催するなどの取組みを行いました。

その結果、平成17年3月、新たにいわき市四倉の大野長友地区に1.5haのイチジク団地が誕生しました。

今後は、水田を活用した大規模栽培や県内では事例のない施設栽培など、水田を活用した産地づくりに大きな期待が寄せられています。

2 農業及び農村の振興に関する基本計画の進捗状況 （「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値）

「うつくしま農業・農村振興プラン21」に掲げた、県全体及び地方における主要指標の進捗状況は、以下のとおりです。

(1) 県全体の進捗状況

① 農家数

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成16年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農家数	戸	115,480	104,300	105,240	91.1	100.9
うち 販売農家	戸	95,720	82,300	85,350	89.2	103.7
うち 主業農家	戸	11,670	10,200	13,570	116.3	133.0
うち 65歳未満専従農家	戸	10,190	10,000	11,980	117.6	119.8
うち 準主業農家	戸	22,810	18,000	24,420	107.1	135.7
うち 副業的農家	戸	61,240	54,100	47,360	77.3	87.5

② 農業就業人口（販売農家）

項目	単位	現状 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成16年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業就業人口	人	136,720	103,000	139,750	102.2	135.7
うち 男性	人	58,620	43,600	59,320	101.2	136.1
うち 女性	人	78,100	59,400	80,430	103.0	135.4
うち 65歳以上男女計	人	71,700	54,900	81,660	113.9	148.7

③ 耕地面積

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成16年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
耕地面積	ha	160,000	154,700	154,000	96.3	99.5
うち 田	ha	112,000	109,800	108,500	96.9	98.8
うち 畑	ha	48,000	44,900	45,590	95.0	101.5

※ 端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

④ 農業産出額（農業粗生産額）

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成15年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
米	億円	1,188	1,242	1,159	97.6	93.3
麦類	億円	1	7	1	100.0	14.3
豆類	億円	13	57	14	107.7	24.6
穀類	億円	8	21	6	75.0	28.6
園芸作物	億円	952	1,353	855	89.8	63.2
うち 野菜	億円	560	840	534	95.4	63.6
うち 果実	億円	311	391	247	79.4	63.2
うち 花き	億円	81	122	74	91.4	60.7
工芸農作物	億円	84	104	73	86.9	70.2
畜産	億円	527	705	504	95.6	71.5
うち 乳用牛	億円	124	146	121	97.6	82.9
うち 肉用牛	億円	120	180	132	110.0	73.3
うち 豚	億円	108	162	99	91.7	61.1
うち 鶏	億円	174	215	150	86.2	69.8
うち 他 畜産物	億円	1	2	2	200.0	100.0
菌草類	億円	62	80	50	80.6	62.5
その他	億円	30	34	27	90.0	79.4
合計	億円	2,865	3,600	2,690	93.9	74.7

※ 端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

「野菜」には、いも類を含み、「その他」は、養蚕、種苗及び加工農産物である。

⑤ 生産農業所得（菌草類を含む）

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成15年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
生産農業所得	百万円	115,700	155,500	118,811	102.7	76.4
生産農業所得率	%	40.4	43.2	44.2	-	-

⑥ 農家経済（65歳未満の農業専従者のいる主業農家を対象とした農家経済）

項目	単位	基準値 [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成15年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業所得	千円	4,600	8,300	4,519	98.2	54.4
農家所得	千円	6,000	8,800	5,561	92.7	63.2
農業依存度	%	76.7	94.3	81.3	-	-
農家総所得	千円	7,900	10,700	7,477	94.6	69.9

※ 「基準値」は、平成7年から平成10年の推定値の平均

(2) 地方計画の進捗状況

① 県北地方

指標		基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積 きゅうり	ha	369	394	352	95.4	89.3
ピーマン	ha	32	47	30	93.8	63.8
いちご	ha	69	84	61	88.4	72.6
栽培面積 もも	ha	1,720	1,790	1,625	94.5	90.8
肉用牛飼養頭数	頭	11,400	12,300	12,080	106.0	98.2
高品質肉用鶏飼養羽数	羽	8,900	27,000	11,000	123.6	40.7
なめこ生産量	t	363	450	354	97.5	78.7
果樹用施設面積	ha	66	185	70	106.1	37.8
大豆用乾燥・調製施設	カ所	0	3	0	-	-
農産物加工施設	カ所	9	21	28	311.1	133.3
農産物直売施設	カ所	31	46	49	158.1	106.5

② 県中地方

指標		基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積 きゅうり	ha	332	368	313	94.3	85.1
トマト	ha	162	266	136	84.0	51.1
さやいんげん	ha	304	345	262	86.2	75.9
さやえんどう	ha	118	121	91	77.1	75.2
ピーマン	ha	39	46	42	107.7	91.3
なす	ha	118	149	104	88.1	69.8
ねぎ	ha	225	366	188	83.6	51.4
にら	ha	73	77	62	84.9	80.5
だいこん	ha	376	427	314	83.5	73.5
花き	ha	126	163	88	69.8	54.0
葉たばこ	ha	1,170	1,190	1,001	85.6	84.1
栽培面積 もも	ha	55	90	49	89.1	54.4
生しいたけ生産量	t	850	1,200	549	64.6	45.8
肉用牛飼養頭数	頭	36,880	37,800	35,270	95.6	93.3
野菜用施設面積	ha	187	372	191	102.1	51.3
農産物直売施設	カ所	17	32	35	205.9	109.4

③ 県南地方

指標		基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積 そば	ha	60	600	96	160.0	16.0
トマト	ha	122	190	129	105.7	67.9
きゅうり	ha	103	119	99	96.1	83.2
いちご	ha	7	17	9	128.6	52.9
ブロッコリー	ha	119	164	150	126.1	91.5
しゅんぎく	ha	(10年) 15	30	35	233.3	116.7
レタス	ha	55	64	88	160.0	137.5
未成熟とうもろこし	ha	245	280	121	49.4	43.2
栽培面積 かき	ha	76	100	78	102.6	78.0
肉用牛飼養頭数	頭	11,920	13,100	10,920	91.6	83.4
大豆用乾燥・調製施設	カ所	0	2	0	-	-
農産物直売施設	カ所	10	19	33	330.0	173.7
農産物加工施設	カ所	3	8	13	433.3	162.5
農業集落排水処理施設整備済人口	人	28,853	47,904	35,614	123.4	74.3

④ 会津地方

指標		基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積 そば	ha	2,664	3,750	2,533	95.1	67.5
トマト	ha	148	220	116	78.4	52.7
アスパラガス	ha	311	384	313	100.6	81.5
ねぎ	ha	116	187	113	97.4	60.4
花き	ha	158	205	151	95.6	73.7
果樹栽培面積	ha	900	1,000	851	94.6	85.1
肉用牛飼養頭数	頭	5,430	7,900	4,450	82.0	56.3
なめこ生産量	t	506	700	289	57.1	41.3
エコファーマー	人	0	587	417	-	71.0
農産物直売施設	カ所	27	44	52	192.6	118.2
都市・農村交流施設	カ所	4	18	14	350.0	77.8

⑤ 南会津地方

指標		基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A %	C/B %
作付面積 大豆	ha	128	347	139	108.6	40.1
そば	ha	383	650	456	119.1	70.2
アスパラガス	ha	80	143	69	86.3	48.3
トマト	ha	34	63	39	114.7	61.9
りんどう	ha	40	58	24	60.0	41.4
宿根かすみそう	ha	14	26	17	121.4	65.4
栽培面積 りんご	ha	84	95	47	56.0	49.5
高品質肉用鶏飼養羽数	羽	1,100	10,000	3,500	318.2	35.0
まいたけ生産量	t	36	45	15	41.7	33.3
野菜用施設面積	ha	45	120	51	113.3	42.5
農産物加工施設	カ所	3	7	11	366.7	157.1
農産物直売施設	カ所	14	20	13	92.9	65.0

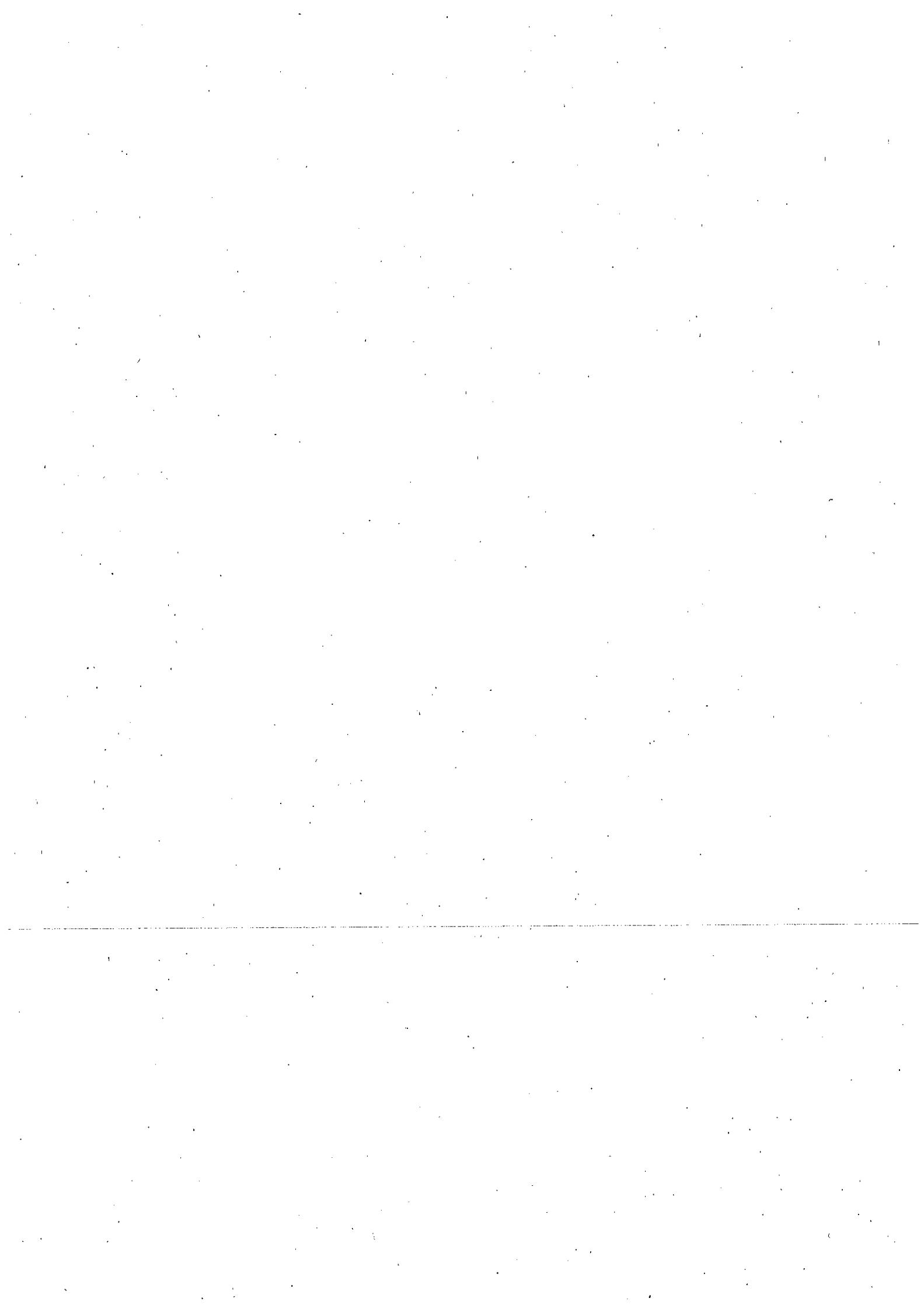
⑥ 相双地方

指標		基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A %	C/B %
作付面積 トマト	ha	62	92	42	67.7	45.7
しゅんぎく	ha	(10年) 35	38	39	111.4	102.6
ほうれんそう	ha	127	165	121	95.3	73.3
いちご	ha	12	20	15	125.0	75.0
だいこん	ha	262	329	203	77.5	61.7
花き	ha	71	88	75	105.6	85.2
麦類	ha	204	360	174	85.3	48.3
豆類	ha	758	1,770	844	111.3	47.7
肉用牛飼養頭数	頭	17,350	18,100	16,780	96.7	92.7
生しいたけ生産量	t	577	680	557	96.5	81.9
農産物直売施設	カ所	18	29	49	272.2	169.0

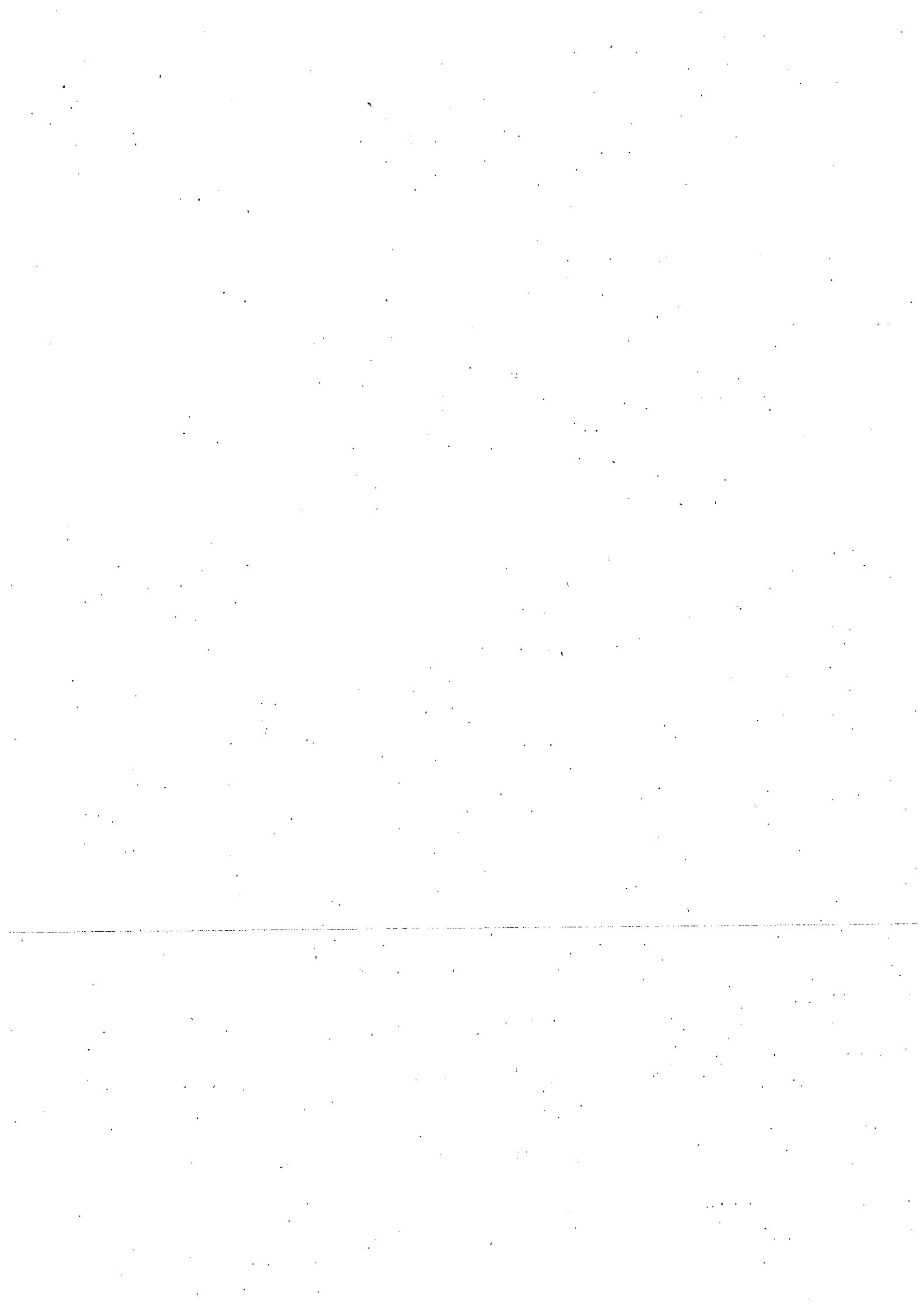
⑦ いわき地方

指標		基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積 大豆	ha	128	612	119	93.0	19.4
トマト	ha	18	30	16	88.9	53.3
ねぎ	ha	156	262	155	99.4	59.2
さやいんげん	ha	75	77	53	70.7	68.8
いちご	ha	19	25	14	73.7	56.0
シクラメン	ha	3	6	2	66.7	33.3
きく	ha	9	9	7	77.8	77.8
栽培面積 いちじく	ha	8	15	7	87.5	46.7
菌草生産量 エリンギ	t	120	180	314	261.7	174.4
大豆用乾燥・調製施設	カ所	0	2	1	-	50.0
農産物加工施設	カ所	1	8	8	800.0	100.0
農産物直売施設	カ所	11	21	30	272.7	142.9

※ 地方計画の現況値は、現時点で把握できる直近のデータを掲載している。



III 農業及び農村の振興に 関して講じた施策



1 「みんなで創る農業・農村3A(サンエー)運動」の展開――

「うつくしま農業・農村振興プラン21」の目標を達成するため、農業者や地域の意見を幅広く聞くとともに、本計画の進行管理を行いながら、関係者が一丸となって新しい運動を展開することとしています。

このため、市町村、農業関係団体、消費者団体及び県などを構成員とする「みんなで創る農業・農村3A(サンエー)運動推進本部」を、県域及び7つの地方に設置し、重点的に取り組むべき施策を展開しました。

2 「水田農業改革アクションプログラム」に基づく 水田農業の再構築

平成16年からスタートした米政策改革を契機に、水田農業を抜本的に改革し本県農業の再構築を図るため、26の機関・団体を構成員とする「福島県水田農業改革推進本部」を設置するとともに、今後の水田農業改革に取り組む基本方向や目標を明らかにした「水田農業改革アクションプログラム（以下、「アクションプログラム」という。）」を策定し、収益性の高い農業経営の確立と米の消費拡大、活力ある生産構造の確立を目指し、関係機関・団体の役割分担を明確にした上で、関係者が一体となって体系的に取り組みました。

推進に当たっては、「アクションプログラム」を着実に展開するため、県及び地方段階に関係機関・団体で構成する推進本部を設置し、施策及び目標値に関する中間段階と実績段階の進行管理を行うとともに、その評価・分析を踏まえた取組みを展開しました。

また、「アクションプログラム」における課題毎に個別のプロジェクトチームや各農林事務所毎に地域別プロジェクトチームを設置するなど、推進体制の強化を図るとともに、水田農業改革推進のためのシンポジウムや推進大会等を開催し、関係者の意識の高揚と徹底を図りました。

特に、平成16年12月から平成17年2月までを「水田農業改革アクションプログラム推進強化月間」として設定し、関係機関が一体となって全県的な推進を展開しました。

●水田農業改革アクションプログラムの取組み事例

～JA稻作部会による環境にやさしい米づくり（JAそうま）～

「JAそうま」では、「JAそうま稻作部会」を結成し、部会全員がエコファーマーの認定を目指しています。

その結果、平成16年度は、エコファーマー認定者数2,953名、エコ米（JAそうま米）の集荷実績15,474tとなり、大きな成果が得られました。

～地元産大豆の消費と生産の拡大（会津若松市ダイズ産地を育てる会）～

会津若松市の「会津若松市ダイズ産地を育てる会」では、地元産大豆の需要拡大及び、実需者ニーズに対応した大豆産地の育成を図るとともに、市民に対する地元産大豆を使った加工品の購入促進や学校、病院等の給食への利用促進による地元産大豆の消費拡大に向けて、生産者、実需者、行政、関係機関等の27団体が連携して取り組んでいます。

3 環境と調和した園芸産地の育成・振興

(1) 園芸産地の育成に向けた取組み

「うつくしま農業・農村振興プラン21」では、園芸作物の生産を大幅に拡大し、農業産出額の最も高いシェア（目標年次：37.6%、1,350億円で基準年次比400億円の増）を占めることにより、平成22年には農業産出額3,600億円を達成することが目標となっています。

このため、消費者団体を含めた関係機関・団体で構成する「ふくしま21園芸特産推進本部」を組織し、「園芸ふくしま21パワーアップ運動」と麦・大豆の生産振興を図るための「ふくしま麦大豆3アップ運動」に一体的に取り組んでいます。

平成16年度は、県内177の産地で作成した「園芸特産産地強化プログラム」の目標を実現するため、県内7つの地方推進本部において生産技術向上研修会を開催し、消費者のニーズに応える産地づくりに努めました。

今後とも、産地ごとに抱える様々な課題を解決しながら、各々の地域特性を踏まえ、園芸作物の生産拡大と産地体制の強化に向け実効ある取組みを図ることが重要です。

(2) 環境にやさしい園芸の推進

園芸作物の生産においては、農業の持続的な発展と自然環境の保全を図るために、自然環境に対する負荷をできるだけ軽減し、たい肥などによる土づくりと、化学肥料、化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式の導入促進に努めています。

今後とも、農産物の安全性に対する消費者ニーズに応えながら、新技術や地域特性に適した品目・作型の導入、水田等における施設整備等を推進し、園芸産地の全県的拡大を図って行くことが必要です。

●ブロッコリー生産が拡大した事例

～夏秋野菜と春ブロッコリーの組合せによる生産拡大（県南地方）～

県南地方では、春ブロッコリーのへたがけ栽培により作期が大幅に拡大し、トマトやきゅうりなどの夏秋野菜との組合せによる経営が確立したことで、ブロッコリーの栽培面積が126haまで拡大しました。

今後は、鮮度保持対策による有利販売を目指すとともに、減農薬・減化学肥料栽培の拡大などにより環境に配慮した生産にも取り組むこととしております。

4 意欲ある担い手の育成

(1) 認定農業者、新規就農者等意欲ある担い手の育成・確保

「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定農業者については、本県農業を担う経営体として育成・確保することが不可欠です。また、認定農業者のもつ経営資源（農地、施設、労働力等）と立地条件等を生かした自発的な活動を支援することで経営の改善と地域農業へ貢献することが重要となっています。

平成16年度は、市町村ごとに設置された「市町村経営改善支援センター」の活性化を図るとともに、農業者の経営改善を積極的に支援しました。

その結果、認定農業者数は、平成17年3月末日現在で、前年同期比53人増の5,362人（目標8,300人の64.6%）となりました。

また、認定農業者等の地域農業の担い手が、地域資源を有効に活用できる集落営農の構築を図っています。

●集落営農の取組み事例

～「福島県担い手育成総合支援協議会」の設立～

本県の農業経営構造を再構築するには、意欲ある担い手を核とした集落営農を推進することが不可欠であり、今まで以上に集中した支援活動を展開する必要があります。

そのため、JA中央会、農業会議、農業振興公社及び県で組織する「福島県担い手育成総合支援協議会」を平成17年4月1日に設立し、関係機関・団体の連携を一層強化した支援活動を展開する体制を整備しました。

また、平成17年度には、市町村段階において関係機関・団体で構成する「地域担い手育成総合支援協議会」をそれぞれ立ち上げます。

今後は、これらの組織が有機的に連携を図りながら、集落の合意形成による地域の実情に沿った集落営農の構築を、加速度的に進めることとしています。

一方、次代の本県農業・農村を担う新規就農者の育成・確保は、極めて重要な課題であり、「福島県就農促進方針（平成7年4月策定）」に基づき、「福島県青年農業者等育成センター」を核として各種就農支援施策を展開しました。また、多様化する新規就農者の就農形態に対応するため、就農希望者の意思決定から農業経営者として自立するまで体系的に支援し、就農者の定着化を図りました。

さらに、福島県立農業短期大学校では、次代を担う農業者及び地域農業指導者の養成に努めました。

(2) 女性・高齢農業者の活動促進

女性農業者の活動支援については、農林水産業や農山漁村において男女が共に自らの能力を発揮し責任を分かち合うことができるライフスタイルの実現を目指し策定されている「ふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に沿って、地域ごとの課題をテーマにした「男女共同参画研究会」の開催、農村における女性リーダーの育成を目的とした「うつくしま農村女性塾」の開講、家族経営協定の文書締結推進など、様々な取組みを展開しました。

また、女性の認定農業者数は、平成17年3月現在で150人まで増加しており、今後はさらに家族経営のパートナーとして共同申請による認定を積極的に推進します。

● 家族経営協定の締結状況、女性の認定農業者の育成状況

	平成13年度	平成22年 (目標)	平成16年度	16/13	16/22
家族経営協定締結戸数	273戸	1,200戸	650戸	238%	54.2%
女性の認定農業者数	92人	830人	150人※	163%	18.1%

※ 女性単独・共同申請を含む。

● 女性農業者の活動事例

～農村女性が積極的に活動する「まごころ会」(伊達町)～

「まごころ会」は、平成12年に「学校給食と消費者に伊達町の新鮮な野菜や果物を提供したい」という思いから結成されました。現在の会員は22名で、うち女性が17名を占め、町の小中学校3校及び病院等で地元農産物を使用してもらうシステムを作りました。

この結果、学校給食への地元野菜・果物の納入が契機となり、児童生徒の食への関心が高まり、食べ残しが減少するという効果が現れるとともに、ほ場見学等も行われ食農教育につながっています。

さらに、町の多くの住民が参画した「伊達町を考える会」、伊達町観光事業「さくらんぼ狩り」など、地域の活性化につながる活動にも積極的に参加しています。

このような「まごころ会」の取組みは、農村女性の活動の広がりに役立つとともに、自然体で男女が共に話し合う環境づくりにつながるなど、農村における男女共同参画の推進に大きく寄与しています。

(3) 農業経営の法人化の促進

地域農業を担う農業経営体の法人化は、新規就農者の受け皿や農村社会の活性化、農業経営の円滑な継承等を推進するうえで重要であることから、「福島県農業法人支援センター」を設置し、法人化志向のある認定農業者等を中心に、農業経営の発展段階に応じた法人化講習会等を開催しました。この結果、県内でこれまで186(平成17年1月現在)の農業生産法人が活動しています。

また、県内の農業法人の経営向上のため、有志で組織する「うつくしまふくしま農業法人協会」と連携し、法人へ就業を希望する者への「農業法人合同会社説明会」の開催や従業員等に対する研修活動を支援しました。

●農業生産法人の設立状況

	平成11年	平成22年 (目標)	平成16年	16/11	16/22
農業生産法人数	128	360	186	36%	52%

さらに、市町村が認定する特定農用地利用規程によって地域の過半の農業を請け負う特定農業法人は、税制上の特典として農用地利用集積準備金制度を活用できることから、法人経営の安定に大きなメリットがあります。このため、平成15年度には2法人であった特定農業法人は、平成16年度は5法人となりました（平成17年4月にはさらに1法人認定）。

今後、集落営農をさらに推進することで、特定農業法人が増加するものと期待されます。

●農業生産法人の取組み事例

～農地集積を支援する「株式会社米夢の郷」の設立（会津本郷町）～

「株式会社米夢の郷」は、地元で生産された米を原料に、栄養豊富な発芽を残して精米した発芽胚芽精米を販売する農業生産法人として、会津本郷町などの出資により設立されました。

同法人は、発芽胚芽精米の販売のみならず、自らも農業生産法人として生産に携わるため、農用地の利用集積面積15ha、基幹作業受託9haを目指として取り組んでいます。

また、町では、発芽胚芽精米の原料米を供給している生産組織を、今後、順次農業生産法人へと誘導することとしており、地域の農用地の集積と法人化による扱い手の安定的経営が期待されています。

～水稻直播栽培導入による大規模経営（郡山市）～

郡山市日和田町の西部地区及び八丁目地区では、これまで生産組合等を中心に地域の農用地を利用集積するとともに、水稻直播栽培を積極的に導入し、低コスト、労働力削減等のメリットを生かした収益性の高い大規模経営を行ってきましたが、平成16年9月、新たに農業生産法人として西部地区に「有限会社アグリサービスあさか野」、八丁目地区に「有限会社アグリプロ八丁目」が発足し、経営体としての一層の強化が図られました。

また、「有限会社アグリプロ八丁目」は併せて特定農業法人の認定も受けたことから、地域水田農業の扱い手として期待されています。

(4) 農業の担い手を支援する生産基盤の整備

地域農業の中心となる担い手を支援するため、経営規模拡大と農業生産の省力化・低コスト化に不可欠なほ場の大区画化と、田を麦・大豆等の生産に必要な畑に利用可能な排水条件を整備する汎用化を推進しました。また、農業経営の効率化・近代化を図るため、大規模機械による通作や大型車による生産物・資材運搬等に不可欠な農道整備を積極的に進めるなど、農業生産基盤の整備を推進しました。

今後とも、地域農業の持続的発展を図るため、農業生産にとって基礎的資源である農業生産基盤の整備と併せて、担い手へ農地を集積することにより、農地の生産量を最大限に發揮できる生産構造を確立することが重要です。

5 地域特性を生かした農業の振興

(1) 多様な地域特性を生かした多彩な農業の振興

全国的にみても多様な地域特性を持つ本県は、自然や地域の様々な条件を生かした多彩な農業を展開することが重要です。

このため、市町村及び関係機関・団体等と連携し、地域の特性にあった農業の振興に向けた施策を展開しました。

① 米（稻作）

本県農業の基幹である稻作については、「米政策改革大綱」が目指す米づくりの実現に向け、「水田農業改革アクションプログラム」に基づき、消費者、実需者ニーズに即した売れる米づくりを進めるために、エコファーマーによる栽培や特別栽培の生産拡大、さらには有機栽培の生産技術の確立に努めるとともに、低コスト化や大規模稻作経営体の育成を図るための直播栽培の拡大や、本県オリジナル品種「ふくみらい」の生産拡大に努めました。

② 麦・大豆・そば

「麦・大豆・そば」について、実需者ニーズに対応した生産振興が重要であることから、実需者との情報交換を進めるとともに、実需者が求める品種や品質の確保に努めました。

特に、大豆については、県内需要完全充足を目指し、「ふくいぶき」や「おおづず」の普及と品質向上を図るために、実証ほの設置、品質向上研修会等の開催、県産大豆フェアにおけるPR等を積極的に行いました。その結果、会津若松市では、生産者、実需者、行政、関係団体が連携し「会津若松市ダイズ産地を育てる会」が組織され、鮫川村では、村内産「ふくいぶき」100%のきな粉が完成するなど、大豆の産地化及び特産品開発に向けた新たな動きがみられています。

小麦については、新たな品種「きぬあずま」「ゆきちから」について普及拡大に努めています。「きぬあずま」を原料としたうどん、「ゆきちから」を原料としたパン・ラーメンの商品化の動きが各地で見られはじめています。

また、「そば」については、生産振興はもとより、地域が一体となったそばの加工、さらにはそばを原料とした焼酎等の特産品開発など、付加価値の高いそばづくりに向けた支援を行いました。

今後は、水田農業改革に向けて、大豆を中心とした土地利用型作物の生産拡大を図るため、団地化や品質向上などを促進するとともに、消費拡大に向けた支援を一層推進する必要があります。

③ 野菜

野菜については、価格の低迷、輸入の急増など、野菜産地を取り巻く状況は極めて厳しいことから、地域特性にあった安定生産と周年生産等に向け、生産・流通の各段階で取り組む「産地改革計画」を49の産地において策定し、野菜の高付加価値化、低コスト化、契約栽培の推進に取り組んできました。また、本県を代表する野菜であるきゅうり、トマト、いちごについて、生産性の向上及び消費者ニーズに即応するため、新技術や新品種の普及・定着を促進しました。

野菜は品目や作型が多く、個々の野菜産地が抱える課題も多様であることから、バランスのとれた野菜産地の育成を図るため、「園芸ふくしま21パワーアップ運動」による「園芸特産産地強化プログラム」などに基づき、より実効性の高い振興施策を展開することが重要です。

④ 果樹

果樹については、樹勢の低下や樹齢の進行等により低生産園が増加しており、園地の更新と再整備が急務となっています。このような中、本県の恵まれた立地条件を生かしながら、商品性の高い果実生産の増大を図るため、本県オリジナル品種等の統一した品種の導入による園地のリフレッシュにより、「果樹王国ふくしま」の地位を確固とするとともに、産地構造の改善を図るための施策を展開しました。

具体的には、もも（6カ所）、なし（5カ所）、りんご（4カ所）について、県内の主要産地毎に新品種の実証展示場を設置するとともに、県オリジナル品種のぶどう「あづましづく」の栽培新技術の導入対策を実施しました。

今後とも、消費者ニーズをより的確にとらえ、「消費者に信頼される売れる商品」としての果実生産を進めるため、「園芸特産産地強化プログラム」に基づき、振興対策を効果的に展開します。

⑤ 花き

花きについては、景気の低迷により業務用の需要が減少する一方で、花や緑は生活に潤いを与えるものとして一般消費の需要が増加しており、消費者ニーズは多様化するとともに、特色あるものが求められています。これらに対応するため、本県オリジナル品種を核とした多品目生産により、花き生産の安定化と「ふくしまブランド」の確立を目指し、各種施策を実施しました。

平成16年度は、「福島県花き優良品種普及推進協議会」において、県のオリジナル品種のうち、特に普及を進める品種を定めるとともに、県内4カ所の普及拠点を設置し、県オリジナル品種の普及PR展示、生育データの収集を行いました。また、消費拡大に向けて、農業団体と連携し、県産花きのPR活動を実施しました。

さらに、県内花き生産者、新規就農者等を対象に、「うつくしま花き振興トップセミナー」を開催しました。

特に、本県の主要な切り花のひとつである「りんどう」については、平成12年に県が育成したピンク系の「ふくしまかれん」約43万本が京浜地方を中心に出荷されるとともに、平成16年11月に品種登録された「ふくしまさやか」、「ふくしまみやび」の県オリジナル品種の普及推進を図りました。

今後、多様化する消費者ニーズに対応するとともに、県内の多様な地域条件を生かした産地の育成を図るため、本県オリジナル品種を核とした「ふくしまブランド」の花き産地の一層の拡大を図ることが重要です。

⑥ 工芸農作物及び養蚕

葉たばこ、薬用にんじん等の工芸農作物については、生産の低コスト化・省力化と品質の向上を図るための支援を行いました。また、養蚕については、産地の維持、安定化を図るため、稚蚕供給や技術指導への支援を行うとともに、化粧品の原料として新たな需要が生まれている天産繭の生産施設の整備を支援しました。

これらの作物については、実需者ニーズへの的確に対応できる産地づくりに努めていくとともに、新たな用途の開発など、様々な観点から需要の喚起を図る必要があります。

⑦ 畜産

畜産は、米と野菜に次ぐ本県農業の基幹部門であり、地域農業を振興していく上で大変重要な部門にあり、畜種ごとに振興施策を展開しました。

乳用牛については、牛群検定への新規加入を促進するとともに、県畜産試験場に設置している「牛群検定情報分析センター」の各種データを積極的に活用して指導を行いました。また、新たに、規模拡大に伴う過重労働を解消し、意欲を持って酪農業に専念できる環境を整備するため、意欲ある酪農家が省力化施設の導

入を契機に規模拡大し、経営改善を進めようとする場合の施設取得等に対し支援を行いました。

肉用牛については、生産農家の経営安定及び銘柄「福島牛」の産地づくりのため、繁殖農家と肥育農家の相互協力による地域内及び経営内一貫体制を推進しました。

また、本県肉用牛の生産基盤を強化するため、優良雌子牛の導入・保留を奨励することにより、本県和牛生産農家の育成を図りました。

さらに、県の種雄牛である「景東（かげあずま）」に続き、新たに「照隼福（てるはやふく）」、「登美貴（とみたか）」が基幹種雄牛として誕生し、和牛の3大系統である気高系、但馬系、糸桜系の優秀な種雄牛が揃い、質・量兼備の銘柄「福島牛」の生産に大きく貢献するものと期待されています。

豚については、新しいランドレース種系統豚「フクシマL2」の利用が県内養豚農家で開始され、本県養豚農家の生産性向上に寄与しています。

鶏については、消費者ニーズの多様化により、肉質に優れる地鶏等の高品質鶏肉への需要が増加していることから、本県が独自に作出した「会津地鶏」、「ふくしま赤しゃも」の活用を推進しています。特に、「会津地鶏」については、三島町に設置された食肉処理施設の有効活用により新たな産地形成及び地域特産物の創出が期待されています。

⑧ 菌茸類

菌茸類については、生しいたけの輸入が急増してきたことから「福島県しいたけ産地構造改革計画」を策定し、競争力のある産地づくりを推進してきました。平成16年度は、生産者団体による生産施設の整備や、流通拠点の機能充実を支援し、生産段階での省力化、生産量の増大、多様化する実需者ニーズへの対応を図りました。

今後は、より安定的な経営体を育成するため、引き続き、きのこ生産者の技術・経営指導、生産施設の整備を推進するとともに、「福島県安心きのこ栽培マニュアル」を活用した県産きのこの安全・安心の確保と、消費者へのPR、地域特産物の確立に向けた、新品種の生産拡大と需要の喚起を促進することが必要です。

(2) 先端技術及び情報技術を活用した農業の展開

農業の生産性を向上させるためには、先端技術や情報技術を活用した農業技術の開発を図ることが必要です。

県では、本県農業が社会経済情勢の変化に応じて魅力ある産業として発展できるよう、本県のオリジナル品種の開発に努めるとともに、開発された新品種の栽培技術の確立及び普及・定着を積極的に推進しました。

●本県が独自に開発したオリジナル品種・系統

作物	種類	本県オリジナル品種・系統名
水 稲		ふくみらい（うるち米）、夢の香（酒米）
野 菜	いちご	ふくはる香、ふくあや香
	アスパラガス	ハルキタル、春まちグリーン
果 実	りんご	ほおずり、絆のあづま
	もも	ふくえくぼ、はつおとめ、ふくおとめ、ふくあかね
	ぶどう	あづましづく
	なし	涼豊
花 き	りんどう	ふくしまかれん、ふくしさやか、ふくしまみやび
	オタネニンジン (薬用にんじん)	かいしゅうさん
	桑	きぬゆたか
菌 菌	なめこ	福島N1号、福島N2号
畜 産	種雄牛	景東（かげあずま）、照隼福（てるはやふく）、登美貴（とみたか）
	系統豚	フクシマL2
	肉用鶏	会津地鶏、ふくしま赤しゃも
	卵用鶏	福島クロスPブラウン

また、「福島県農林水産業試験研究体制整備計画（平成9年策定）」に沿って試験研究体制の再編整備を進めており、平成18年4月の開所に向けて「福島県農業総合研究センター（仮称）」本部の建設を進めるとともに、「技術開発・企画調整」「先進的農業者の育成と支援」「地域農業支援（農業・農村研究）」「食の安全・環境にやさしい農業の支援」「県民との交流と情報発信」の機能を担うこととし、体制整備を進めています。

さらに、本県農林水産業に関する技術や試験研究成果及び農業気象に関する情報等を県内の農業者に広く周知するため、ホームページ「うつくしま農林水産情報ネット」を運営し、平成16年度のアクセス件数は約131千件と、大変多くの方々に利用されています。

今後は、農林水産業を取り巻く情勢を踏まえ、「福島県農業総合研究センター（仮称）」を中心に、効率的・効果的な試験研究を実施し、農業技術の研究・開発や県民との交流を促進し、農業者や県民の期待に応えられるよう努めます。

(3) アグリビジネスによる農業経営の発展

農業者が「農業」を基本としながら、農産物加工等の第二次産業、産直や農家レストラン、農家民宿等の第三次産業へ経営を展開していくアグリビジネスは、本県においても年々、拡大してきており、個々の経営に合った指導・支援を展開しました。

今後、アグリビジネスの一層の発展を図るため、地域内のアグリビジネスに取り組む経営体が、他の経営体や異業種等と連携して行う活動を積極的に支援していく必要があります。

●企業組合設立と地域活性化施設を活用したアグリビジネスの展開事例

～「つしま活性化企業組合」～

浪江町津島地区では、平成16年度に、農村環境の改善、地域づくり及び地元女性の活動拠点となる「つしま活性化センター」を、中山間地域総合整備事業を活用して整備しました。

また、施設の整備と併せて、管理運営主体について地域ぐるみで話し合い、カボチャまんじゅうやキムチなどの加工品の販売や、地域行事、消費者との交流会に積極的に参加している「つしま活性化グループ」が中心となって法人を設立して、「つしま活性化センター」の食品加工施設の管理運営を行うこととなり、平成17年4月に組合員57名の「つしま活性化企業組合」が設立されました。

今後は、完成した加工施設を活用し、「つしま活性化企業組合」を核とした農産物の加工販売と特產品づくりを行い、中山間地域の活性化に貢献するものと期待されています。

6 県産農産物の消費拡大

(1) 多様な消費者ニーズに合った農産物の安定生産・供給

現在は、価値観や生活スタイルの多様化が進み、それに伴い農産物の消費形態も多様化してきています。

このように多様化する消費者ニーズに合った県産農産物を安定的に生産・供給していくため、県域及び地域ごとに戦略作目や基幹作目を設定し、各品目の流通形態に沿った販売戦略を視野に入れながら、出荷規格の統一や集出荷施設の整備を支援してきました。

今後とも、多様化する消費者ニーズに対応して、産地ごとに販売戦略を常に見直しながら、安定的に県産農産物を生産・供給できる足腰の強い産地体制を作っていくことが必要です。

●新しい特産品に期待

～「豆で達者なむらづくり」(鮫川村)～

鮫川村では、「豆で達者なむらづくり」をキャッチフレーズに、大豆の栽培を積極的に推進するとともに、村内産大豆を原料とした特産品の開発に取り組み、特産品第1号として「きな粉」を製造しました。

製造された「きな粉」の原料には、村内で収穫された大豆「ふくいぶき」が100%使用されています。また、「ふくいぶき」は、更年期障害や骨粗しょう症、動脈硬化予防などに効果があるとされるイソフラボンが通常の大豆より多く含まれていることから、お湯に溶かして飲めるよう通常のきな粉より粒子を細かくすることで、健康食品としての需要も見込まれています。

鮫川村では、今後さらに、地元産大豆を使った豆腐や味噌など加工品の開発に取り組むこととしており、「豆で達者なむらづくり」の推進に大きな期待が寄せられています。

(2) 流通の合理化及び食品産業との連携強化

① 流通の合理化

野菜や果実、花き等の青果物については、卸売市場を経由する市場流通が主流となっています。

このため、「福島県卸売市場整備計画」に基づき、県内の卸売市場の整備促進に努めてきましたが、平成15年4月には、福島市にあった「地方卸売市場(株)福島高級園芸市場」と「(株)福島生花地方卸売市場」が「福島中央卸売市場」に統合され、花き部が新設されました。今後も、本計画に基づいた計画的な市場の整備を図ります。

② 食品産業との連携強化

本県の食品産業には、地域産業の中心として活躍している企業が数多くあり、農業は、これらの食品産業へ原料を提供する重要なパートナーとしての役割を担っています。

食品産業に携わる関連業者の連携強化を図るため「福島県食品産業協議会」では、ホームページを利用して情報交換等を積極的に行うとともに、県内7つの地方において、食品企業に対して地域農産物に関するアンケート調査及び農業者との情報交流会を実施しました。

また、生産者団体や食品産業の代表者で構成する「福島県フードシステム推進協議会」では、先進取組み事例の紹介や意見交換などを行い、農業者と食品産業との連携を強化しました。

今後は、地域の食品産業の競争力向上と県産農産物の利用拡大を目指し、連携を一層強化するとともに、販路拡大のための食情報のネットワーク化や食品産業における研究開発の支援など、多様な活動を推進していくことが重要です。

●食品産業との連携による商品開発

～甘酸っぱくフレッシュな「桑の実ヨーグルト」～

桑園の有効利用の一環として、甘酸っぱくてフレッシュな「桑の実ソース」を使った「桑の実ヨーグルト」が、福島県酪農業協同組合により開発・販売されました。原料の桑の実は、養蚕が盛んだった東和町の農家が、完熟した実を一粒一粒ていねいに手摘みしたものが使用されています。

桑の実には、ビタミンや鉄分などがバランス良く含まれ、目に良いと言われているアントシアニンもブルーベリーと同等に含まれるとともに、ヨーグルトも低脂肪タイプとするなど、健康に配慮したものとなっています。また、まろやかな酸味の桑の実ソースとヨーグルトの相性も良く、好評を得ています。

(3) 県産農産物の県内外への積極的なPR

県産農産物の県内外へのPRについては、各品目ごとの流通形態に沿って、より高い効果が上がるよう展開しました。

① 米

米については、毎月8日を「ごはんの日」と定め、11月、12月には県内の量販店等での県産サンプル米の無償配布や、テレビでのスポット放送や新聞での広告を行うとともに、県内の小中学校で、米飯給食を実施する経費の一部を助成するなど、県産米の消費拡大を積極的に推進しました。

また、本県が独自に開発した新品種「ふくみらい」の販売促進として、県内量販店における「ふくみらい」フェア、飲食店でのPR（ランチDEふくみらい）等を実施しました。

さらに、首都圏及び関西圏を中心に、各種の広告媒体、新米フェア、イベントなどを活用し、様々な機会に県産米の積極的なPRを行いました。

② 青果物

青果物については、全国的に上位のシェアを誇る「もも」をはじめとする果実や旬の野菜等のPR活動として、県外の主要都市で県や農業団体等による「トッピセールス」を積極的に展開したほか、県産青果物を主に扱う「ふくしま青果物フェア」の開催（北海道・京浜・京阪神地区）、さらには各種宣伝媒体を活用したPRを行うなど、本県青果物のイメージアップと販路の拡大に努めました。

●夏秋期の主要野菜・果実の流通状況

～東京都中央卸売市場における本県農産物の占有率～

《野菜》平成16年7～11月

いんげん：55.4%（全国第1位）、きゅうり：24.2%（全国第1位）、

トマト：12.7%（全国第3位）

《果実》平成16年

もも：27.5%（7～9月全国第2位）

なし(幸水)：23.2%（8～9月全国第2位）

③ 麦・大豆

県産麦・大豆の需要拡大を図るために、「製粉業」や「豆腐」「納豆」「味噌」などの加工業者（実需者）との連携が重要であることから、県や生産団体・加工業者等からなる「福島県麦大豆振興協議会」において情報交換を行うとともに、「福島県産大豆フェア」の開催等により実需者との連携を図りました。

また、大豆については、「福島県産大豆100%使用ロゴマーク」による県産大豆のPRを行っており、使用する企業が前年度より2社増加し24社（平成17年3月現在）となっています。

④ 畜産物

BSE発生以来、食の安全に対する関心が高まる中で、牛肉については、消費者ニーズに的確に対応していくため、平成16年度は、県内23のモデル店舗（対前年比14店舗増）において、「福島牛」の生産履歴情報の提供を行いました。

また、県内消費者へのPRを行うため、「福島牛販売促進協議会」が行う販売体制強化（指定店の拡大）、情報提供機能の強化等の活動を支援しました。

さらに、県内はもとより、首都圏の流通、販売業者を対象とした共励会や懇談会を開催し、「福島牛」の販路拡大のため、県内外へのPR活動を展開しました。

牛乳については、県産生乳100%である学校給食用牛乳の安定供給を図るとともに、福島県牛乳普及協会活動に対する支援を行い、骨密度の測定、牛乳の持つ栄養等に対する正しい知識の普及、牛乳に抹茶やチョコレートなどを加えてつくるミルクドリンクの試飲など、牛乳の消費拡大に努めました。

豚肉については、エゴマ種実給与技術により生産される高品質豚肉「エゴマ豚（食味が良く、 α -リノレン酸を脂肪に多く含む）」の生産及び円滑な流通、消費者へのPRを推進するため、「うつくしまエゴマ豚生産推進協議会」への支援を行い、県産豚肉の消費拡大に努めました。



福島県産大豆100%使用
ロゴマーク

7 安全・安心な農産物の供給の推進

(1) 農産物のトレーサビリティ・システムの導入促進

食品の安全性の確保や品質に関する消費者の関心が高まる中で、県産農産物の生産履歴や出荷情報を消費者等が迅速に入手できるトレーサビリティシステムの導入を支援し、安全と安心を積極的にアピールすることで、県産農産物の消費拡大や地産地消を推進しました。

今後は、引き続きトレーサビリティシステムの導入を促進するとともに、効果的・効率的な運用・利用が図られるよう研修及びPRに努めます。

●福島県産農産物トレーサビリティシステム導入状況

(平成17年3月1日現在)

導入事業者	米	青果物	肉類(牛肉除)	魚類	計
生産段階	18	1	1	0	20
流通・販売段階	2	11	5	2	20
計	20	12	6	2	40

注：導入事業者数は延べ事業者であり、実事業者数は34団体。

(2) 農薬適正使用の推進

近年、農産物の安全性や生活環境の保全等に対する関心の高まりを背景に、農薬の適正使用の徹底が強く求められています。

このため、県及び関係機関・団体等が一丸となって、農薬適正使用推進会議などを中心に農薬使用者の責務等について周知徹底を図りました。

また、農薬の適正使用に関する指導者を育成するため、農薬管理指導士9名及び農薬適正使用アドバイザー201名の認定を行いました。

農作物の農薬散布履歴の記帳については、農業者に対する啓発・指導を行うとともに、出荷団体に対しては、農薬散布履歴を出荷前に確認するとともに、農薬を適正に使用した農産物を出荷するよう指導し、ほとんどの作物で「抽出確認」及び「全戸確認」が行われるようになりました。

(3) 有機栽培、特別栽培農産物の生産推進

近年、食の安全・安心に対する消費者の関心が非常に高まっています。また、自然環境に対する負荷をできる限り軽減し、持続性の高い農業生産方式を推進することも重要となっています。

このため、有機性資源の循環利用と「人と環境にやさしい安全・安心な農産物」の生産に寄与する、有機栽培等の生産及び消費の拡大を推進しました。具体的には、相双地方に水稻や野菜のモデル実証圃を設置して栽培技術の確立を図るとともに、消費者や流通業者等に対しイベントやセミナー等におけるPR活動を通して有機農産物の消費拡大を図りました。

(4) 食品表示適正化の推進

原産地の偽装表示などを背景に、消費者の食品表示に対する不信感が増す中で、表示の適正化を図ることで県民の信頼を得るため、消費者の協力を得て「食品表示ウォッチャー」による食品表示のモニタリングを行うとともに、食品の専門家を「食品表示チェックアドバイザー」に委嘱し、原産地等の偽装表示のチェックを実施しました。また、事業者等に対して食品表示制度や適正表示に関するセミナーを開催するなど、食品表示の適正化に向けた啓発活動を行いました。

今後とも、食品表示の適正化を図るために監視指導体制の充実・強化を図るとともに、事業者等に対する食品表示の啓発に努めます。

8 環境と調和した農業の推進

(1) 「持続性の高い農業生産方式」の導入促進

① エコファーマーの育成

環境にやさしい農業をより一層推進するため、「福島県持続性の高い農業生産方式の導入指針（以下「導入指針」とする。）」に、新たに23作物、25作型区分を追加しました。

エコファーマーの認定については、平成17年3月末時点で5,570人（前年比4,251人増）、作物ごとの延べ認定数は6,356件（前年比4,617件増）と大幅に増加しました。生産出荷組合等で全員がエコファーマーの認定を受ける例が増えていくことから、今後は、認定数が一層増加するものと見込まれます。

●エコファーマー作物別認定状況（平成17年3月末）

（単位：人）

	水 稲	穀類（水稲以外）	野 菜	果 樹	花 き	合 計
延べ認定数	3,648	9	1,995	695	9	6,356
面 積(ha)	5,755	4	332	572	1	6,664

また、導入指針に記載している技術を分かりやすく解説した『「持続性の高い農業生産方式」技術解説集』を作成し、エコファーマーの計画達成を支援するとともに、一層の認定推進を図りました。

さらに、「全国環境保全型農業推進会議」が定めた「エコファーマーマーク」をPRするため、県では、「エコファーマーマーク」の表示方法等について定めました。

今後は、農業者等からの要望を踏まえ、導入指針の見直しを引き続き行うとともに、「水田農業アクションプログラム」の関連施策等を積極的に展開し、エコファーマーの認定と、有機性資源の有効活用による環境にやさしい農業を一層推進することとしています。

② 複合性フェロモン剤を利用した果実生産の推進

「福島県環境にやさしい園芸農業推進協議会」では、複合性フェロモン剤を利用して生産された果実に「環境保全宣言」統一マークを付与し、流通促進を図ってきました。平成16年度の複合性フェロモン剤の利用面積は、もも、なし、りんご合わせて県内で約2,850ha（前年2,730ha）、全栽培面積の約61%（前年約59%）まで普及し、このマークを付けた果実の出荷数量は約27千t（前年28千t）となっています。

③ 農業用使用済プラスチックの適正処理

「福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進方針」に基づき、県推進会議や研修会の開催、パンフレットの配布等により農業用使用済プラスチックの適正処理及びリサイクルの啓発を行いました。また、リサイクルの促進に向けて、地区毎の啓発活動やリサイクル施設への運搬経費等に対する助成などを行いました。

その結果、平成16年度の組織的回収率は73.0%（前年比21.9ポイント増）、リサイクル率は33.6%（前年比5.1ポイント増）と確実に向かっています。

④ 水環境への負荷軽減

農業集落からの生活雑排水やし尿等を適切に処理し、公共用水域及び農業用水の水質改善を図るため、県内50地区において農業集落排水整備に対する支援を行いました。

また、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成14年3月26日公布）」に沿って水環境への負荷を低減させるため、猪苗代町に水環境にやさしい農業モデル実証場を設置し、普及啓発や必要な機械導入への支援を行いました。

今後は、新たに会津若松市及び郡山市にモデル実証場を設置し、地域全体で水環境にやさしい農業を推進することが重要です。



●水環境にやさしい農業の実証事例

～水環境にやさしい農業技術の確立（猪苗代町八幡地区）～

猪苗代町八幡地区のモデル実証において、水環境にやさしい水稻の農業技術を以下のとおり確立しました。

① 側条施肥田植機の使用による施肥量並びに窒素流出量の削減

窒素施肥量を20%削減しても全層施肥なみの収量と品質が確保されるとともに、ほ場からの流出量が最も多い代かき・田植え時期の窒素流出量も全層施肥の80~90%となります。

② 苗箱施肥による施肥量並びに窒素流出量の削減

窒素施肥量を30%削減しても全層施肥なみの収量と品質が確保されるとともに、ほ場からの流出量が最も多い代かき・田植え時期の窒素流出量も全層施肥の60~70%となります。

③ 浅水代かきによる、稻わらの流出量の削減

稻わらの田面浮遊量が大幅に削減され、ほ場からの稻わら流出が抑制されます。

④ 代かき後3日間の止水による、肥料成分や懸濁物質の流出削減

田面水の窒素濃度が約30~50%、全リン濃度が約70~80%、懸濁物質濃度が約80~90%減少し、ほ場から排出される環境負荷物質が削減されます。

⑤ 秋耕の実施による、稻わら浮遊量の削減

秋耕により稻わらの腐熟が促進され、田面への稻わら浮遊量が春耕に比べ約50%削減されます。

(2) 家畜排せつ物や食品残さ等の有機性資源の有効利活用の推進

有機性資源の効率的な循環利用を推進するため、平成15年3月に策定した「福島県農林業有機性資源循環利用計画」に基づき、「福島県資源循環型農業推進会議」と「地方資源循環型農業推進会議」を設置し、関係機関が一体となり、有機資源の発生量の把握や利用技術の向上、有機性資源の利用促進を行いました。

また、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準が平成16年11月1日から完全施行されたことに伴い、一定規模以上の畜産経営においては、野積みや素堀り等の家畜排せつ物の不適切な管理が禁止されたため、「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、家畜排せつ物の適正処理に必要な施設整備を支援しました。その結果、平成17年3月現在で、法の適用となる畜産農家の施設整備率は96.6%（整備中を含めた整備率は98.9%）となりました。

今後は、家畜排せつ物の適正処理を一層推進するため、立入検査や現地指導等を行うとともに、「資源循環型農業支援センター」を核とした有機物資源の利用の促進を図ります。

(3) 自然環境保全に配慮した農業生産基盤の整備

農業・農村は、野生動植物の生息や水資源、更には美しい景観など豊かな自然環境を有しており、これらを保全することが重要となっています。

平成13年3月に策定した「うつくしま農村整備プラン21」においては、実施方針として「自然環境保全等に配慮した事業の実施」を定めるとともに、この方針を実現する具体的な手引きを策定し、自然環境等に配慮した農業生産基盤の整備を推進しています。

各事業地区においては、具体的に地域ごとの環境保全の考え方を明確にした「田園マスターplan」に基づき、生態系に配慮した護岸整備や水路構造の工夫などをを行うとともに、生息する動植物の一時的な移動や繁殖時期を考慮した工事実施時期の設定など、環境に配慮した工事に取り組んでいます。

今後とも、農業生産基盤の整備に当たっては自然環境の保全に十分配慮して推進します。

●自然環境に配慮した事業の実施事例

～「田んぼの生きもの引っ越し作戦」と「食の体験学習」（須賀川市）～

須賀川市で実施されている経営体育成基盤整備事業仁井田地区で、農地の区画整理に伴う排水路の付け替えのため、生息する生きものの引っ越し作戦を行いました。参加者は、仁井田小学校の児童約90名と地元農業者等の総勢約160名で、網などで魚などの生きものを採捕するとともに、その種類や個体数の調査を行いました。

調査の結果、オイカワ、ギンブナ、ヨシノボリ、ドジョウなどが確認され、参加した児童は生きものの多さに驚くとともに、豊かな自然を実感していました。採捕した生きものは、調査後下流域に放され、引っ越し作戦は無事終了しました。

また、引っ越し作戦終了後、地元のエコファーマーなどから、ナシの栽培と環境にやさしい農業の説明を受けました。

「田んぼの生きもの引っ越し作戦」と「食の体験学習」を実施することで、参加した児童に、地域の自然環境の豊かさ、環境にやさしい農業に直接触れる機会を提供することができました。

9 農業・農村の多面的機能を発揮した中山間地域の活性化――

(1) 「中山間地域等直接支払事業」等の推進による耕作放棄地の発生防止

中山間地域は、県土の保全、水源のかん養、農村景観の維持など、県民生活を守る重要な機能を果たしています。しかし、全耕地面積の約45%が中山間地域に存在するものの、当該地域は平地に比べて耕地面積が狭い上、傾斜地が多いなど生産条件が不利であることや、農業の担い手の減少や高齢化などにより、農業生産活動を通じた多面的機能の維持・発揮が困難な状況になっています。

このような中山間地域を含む農山村の多面的機能を維持・強化するため、農業者が協定を結び、農業生産活動や農地保全など多面的機能の維持・増進のための活動を推進する「中山間地域等直接支払事業」に取り組み、平成16年度は、その取組み市町村数は71（前年比1増）、協定数は1,720（前年比14協定増）、取組面積は15,071ha（前年比95ha増）となりました。また、協定に基づき72.3haの耕作放棄地が解消されるとともに、中山間地域の耕作放棄地の発生防止に大きな効果を発揮しております。

また、遊休農地対策総合支援事業等により、市町村等が行う遊休農地活用に向けた取組みを積極的に支援しました。

今後は、将来に向けて農業生産活動を継続できるよう前向きな取組みを促す仕組みに改善された新しい「中山間地域等直接支払事業」を有効活用することで、農業・農村の有する多面的機能の発揮を一層推進する必要があります。

●中山間地域等直接支払事業を活用した遊休農地の解消

～高齢者や女性の地域雇用による遊休農地の解消（貝山集落協定・三春町）～

貝山地区（三春町）では、遊休化する農地を次の世代へ良好な状態で引き継ぐことを目的に、73人の農業者によって集落協定が締結され、約8haの耕作放棄地全てを解消しました（全体の協定面積は約79.9ha）。

具体的には、地域雇用と採算性等の観点から、集落内の高齢者や女性をパート雇用した「キーパー」が、遊休農地において大根や馬鈴薯等の栽培を管理し、契約出荷や市場出荷等を行っています。また、体験農園を開設し、町内保育所児童によるサツマイモの植付及び収穫の体験を実施しているほか、ひまわりの栽培によって良好な景観形成に努めるなど幅広い活動を行っています。

これらの取組みによって、遊休農地の解消のみならず、地域雇用等による地域の活性化にも大きく貢献しています。

(2) 特色ある立地条件を生かした農業の推進

中山間地域の立地条件を生かした収益性の高い農業経営を確立するため、気象条件に合った野菜や花きなどの新規作物の導入により、高収益・高付加価値型農業の展開を支援しました。また、地域住民の意見や創意を取り入れた「むらづくり計画」に基づく地域活性化の取組みを支援しました。

今後とも、中山間地域の活性化は県土の均衡ある発展には不可欠であることから、関係機関が連携して特色ある立地条件を生かした農業を推進することが必要です。

●地域特性を生かした特徴ある農業の展開事例

～夏期冷涼な気候を生かした

高品质宿根カスミソウ栽培（昭和村、柳津町、三島町、金山町）～

会津地方の宿根カスミソウ栽培は、夏期冷涼な気候を生かして昭和50年代後半から昭和村で始まり、その後、昭和村、柳津町、三島町、金山町を中心に栽培が増加し、現在では約46haの栽培面積となっています。また、平成16年の販売額は5億円を超えるなど、地域の基幹作物となっています。

ここまで産地が発展した背景には、生産者と昭和村役場等で組織する「昭和村花き振興協議会」が、講演会や研修会の実施、扱い手の育成、新規参入者の受け入れ・支援などを積極的に行い、栽培技術の向上や人材育成に努めてきましたことが挙げられます。

また、平成6年からは、全国に先駆けて品質保持に効果のあるバケット流通（抗菌剤入りの水につけて流通させる仕組み）を導入するとともに、ゴミ減量のため出荷容器の再利用にも取り組んでいます。さらに、平成15年には「全国カスミソウサミット」を昭和村で開催するなど、全国の関係者と連携した生産振興を行っており、国内産地の先導的役割も果たしています。

平成17年4月から、昭和村で雪を冷却源とした貯蔵施設が稼働しており、生産地から卸売まで一貫した低温輸送が可能になり、さらなる品質向上が図られるこことから、高品质宿根カスミソウの産地として一層発展することが期待されています。

(3) 地域資源を活用した産業複合化による地域活性化

特色ある地域資源の活用と、第二次、第三次産業との連携を図った産業複合化は、本県の農業・農村を振興していく上で極めて有効です。

特に、グリーン・ツーリズムについては、都市住民の農業・農村に対する理解の促進や農村の活性化に大きく貢献することから、その推進に向けて積極的に施策を開拓しました。

グリーン・ツーリズムを全県的に推進する組織として「うつくしま・ふくしま。グリーン・ツーリズム推進会議」と県内7方部に地方推進会議を設置して、地方の特性を生かした取組みを行いました。

実践活動組織としては、平成17年5月現在で、公的推進組織が38、民間主体の推進組織が56設立されるとともに、グリーン・ツーリズムのリーダーとして期待されている「グリーン・ツーリズムコーディネーター」は、平成11年度から14年度までに計70名が養成され、平成15年度から始まった「グリーン・ツーリズムコーディネーター実践活動研修」には、計62名の方が参加しています。

この他、市町村域を超えた広域的な組織づくりなどに対する支援を行っています。

この結果、県内のグリーン・ツーリズム関連の体験者数は、約20万3千人（平成16年1月～12月）となっています。

●グリーン・ツーリズムの取組み事例

～「全国グリーン・ツーリズム交流会喜多方大会」（喜多方市）～

喜多方市では、グリーン・ツーリズムに対する市民の関心が高く、実践者や志望者が多数います。これらを背景として、市として全国で初めて「グリーン・ツーリズムのまち宣言」をするなど、「誰もが参加できる“心の交流”」をテーマとした喜多方型グリーン・ツーリズムを目指し、様々な取組みを行っています。

その一環として、平成17年2月には、全国から約1,200名の参加者を得て、「全国グリーン・ツーリズム交流会喜多方大会」が開催されました。大会では、先進地の実践者によるパネルディスカッションや、県内外5団体の活動事例発表などが行われるとともに、その後のレセプションでは、参加者の活発な意見交換が行われました。

本大会を通じて、実践者同士の交流や意見交換が十分に図られたことで、今後のグリーン・ツーリズムが一層推進されるものと期待されています。

滞在型グリーン・ツーリズムを一層推進するには、農家民宿の開設が不可欠です。そのため、農家民宿開設関係諸法令等について、弹力的な規制緩和を関係部局と連携のうえ検討し、県旅館業法施行条例の改正や食品衛生法に基づく県指導の緩和等を行いました。

今後は、農家民宿開設者に対してサービス、もてなし、環境衛生など品質確保のための支援を行うとともに、開設のための融資制度を創設するなど、社会経済情勢の変化に的確に対応した多様な形態のグリーン・ツーリズムをより一層推進します。

用語解説

アグリビジネス

農業者が、農産物を中心として、加工品の製造・販売や産地直売、農家レストラン、農家民宿、観光農園などの経営を行い、農家経営の発展を図る事業活動。

α-リノレン酸

体内で合成することができず、植物から摂取しなければならない「必須脂肪酸」のひとつ（n-3系脂肪酸）。 α -リノレン酸が体内に入ると、必要に応じてDHA（ドコサヘキサエン酸）やEPA（エイコサペニタエン酸）などの有効成分に変化し、生活習慣病の予防に効果があるとされている。

インショップ

ショップ・イン・ショップの略。百貨店やショッピングセンター内の専門店、アンテナショップ（新商品のヒントなどを得るために、実験的に運用する店舗）。

エコファーマー

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、県が認定した農業者の愛称。

牛群検定

乳用雌牛ごとの泌乳量や、乳成分等を測定することにより、牛の能力を把握するとともに、これらのデータを用い、乳用牛の飼養管理に役立てる検定。

耕作放棄地、遊休農地

耕作放棄地とは、過去1年以上作物を栽培せず、今後数年間に耕作の意志がない土地。遊休農地は、耕作放棄地のほか、いわゆる「不作付け」という、現在は作物の栽培を行っていないものの、今後数年間に耕作する意志のある土地などを加えた土地。

米政策改革大綱

消費者重視・市場重視の考え方方に立ち、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図ることを目的とし、米の需給調整対策、流通制度、関連施策などの包括的な改革の実行について、平成22年を目標年次として、平成14年12月に政府が決定した大綱。

作型

夏獲り、冬獲り、促成栽培など、栽培する時期、栽培方法が数多く存在する作物栽培の総称。

・産地改革計画

国の「野菜構造改革対策」に基づき、輸入野菜の急増に対応しながら、輸入野菜との競争に打ち勝つ競争力のある野菜産地を育成するため、産地ごとに作成する計画。産地ごとの取組み方向に応じ「低コスト化タイプ」「契約取引推進タイプ」「高付加価値化タイプ」があり、農林水産省は、計画を策定した産地について、計画実現のための取り組みに対して集中的に支援することとしている。

サイレージ

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰めて乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料。

持続性の高い農業生産方式

堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法（「エコファーマー」を参照）。

実需者

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人。食品加工業者など。

主業農家

農業所得が50%以上で、65才未満の農業従事60日以上の者がいる農家（「販売農家」を参照）。

準主業農家

農業所得は主で、65才未満の農業従事60日以上の者がいる農家（「販売農家」を参照）。

大区画ほ場

1区画が、1ha以上に整備された農地。

団地（化）

一定程度の農地のまとまりを指す用語で、農業機械の移動が容易に行われる程度に隣接する農地が接しており、かつ、隣接する農地に同一作物が栽培されている農地のまとまりが、一定程度の面積となってい る状態。

農地の団地化は、作業効率を高めるとともに、経営面積を拡大するために必要な条件であることから、水田農業経営確立対策などの各種の施策において推進している。

地域水田農業ビジョン

地域の作物戦略、販売戦略、水田の利活用、担い手の育成などの将来方向を明確にして、生産対策と経営対策を一体的な実施について、地域の合意のもとに作成される水田農業の将来ビジョン。

直播栽培

育苗や田植えを行わず、ほ場に、直接種子を蒔き、育てる栽培技術。育苗、田植えのコストや手間を省くことができる。

低コスト耐候性ハウス

設置コストを、従来型のプラスチックハウスの70%以内とするとともに、改良・補強により50m/sec以上の耐風強度（従来型：35m/sec程度）が確保可能なハウス。

特定農業法人

担い手が不足する地域において、地域合意のもと、将来その地域の相当部分の農地を集積し農業を行う法人として、その地域から指定された農事組合法人や有限会社等の法人。この法人は、地域の合意のもとで策定された「特定農用地利用規程」により指定され、この規程は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が認定できる。

トレーサビリティシステム

店頭に並んでいる食品が、いつ・どこで・どのように生産・流通されたかについて、消費者が把握できる仕組み。また、食品に問題が発生した場合に、段階ごとに原因が調べられ、さらに回収処理も速くなるなどのメリットもある。

農外所得

農家が、農業以外の事業活動や労働賃金によって得た所得（「農業所得」を参照）。

農家所得

農業所得と農外所得の合計（「農業所得」を参照）。

農家給所得

農家所得と年金・被贈等の合計（「農業所得」を参照）。

農業所得、農外所得、農家総所得

農家総所得	「農家所得」+「年金・被贈等」
農家所得	「農業所得」+「農外所得」
農業所得	農家が、農業生産活動によって得られた所得
農外所得	農家が、農業以外の事業活動や労働賃金によって得た所得
年金・被贈等	年金や祝金、香典などの被贈収入

農業依存度

農家所得に占める農業所得の割合で、農家所得のうち、どれだけ農業所得に依存しているかを示す指標。

農業產出額（農業粗生産額）

農業生産活動によって生産された最終產物の総生産額。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を策定し、市町村の認定を受けた農業者。

販売農家

「販売農家」：農家の中で、経営耕地面積が30アール以上、または農産物販売額が50万円以上の農家。

「主業農家」：農業所得が50%以上で、65才未満の農業従事60日以上の者がいる農家

「準主業農家」：農業所得は主で、65才未満の農業従事60日以上の者がいる農家

「副業的農家」：65才未満の農業従事60日以上の者がいない農家

複合性フェロモン剤

動物の体内から分泌され、交尾など、他の個体に影響する物質（フェロモン）をほ場に置くことで、害虫の交尾行動をかく乱し、害虫の繁殖を抑制するために開発された資材。農薬を使用することなく害虫の発生を抑制することができる。

ホールクロップサイレージ

稲の子実が完熟する前に子実と茎葉を同時に刈り取ってサイレージ化した粗飼料。

福島県農業・農村振興条例

目 次

前 文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針（第7条）

第2節 農業及び農村振興の主要施策（第8条－

第18条）

第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進

（第19条－第22条）

附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果してきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を發揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくために

は、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

このような考え方立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第1章 総 则

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わされた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。
- 二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- 三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。
- 四 環境と調和した持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努め

ること。

五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第2節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るために、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第11条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第12条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第13条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第14条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の

育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第15条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第16条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第17条 県は、中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。）の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第18条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 農業及び農村の振興に関する 施策の推進

(基本計画の策定)

第19条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聽かなければならぬ。

(年次報告)

第20条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村

の動向並びに農業及び農村の振興に関する施設に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第21条 県は、農業及び農村の振興に関する施設を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第22条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成13年3月27日公布（施行）〕

